

6. 景観

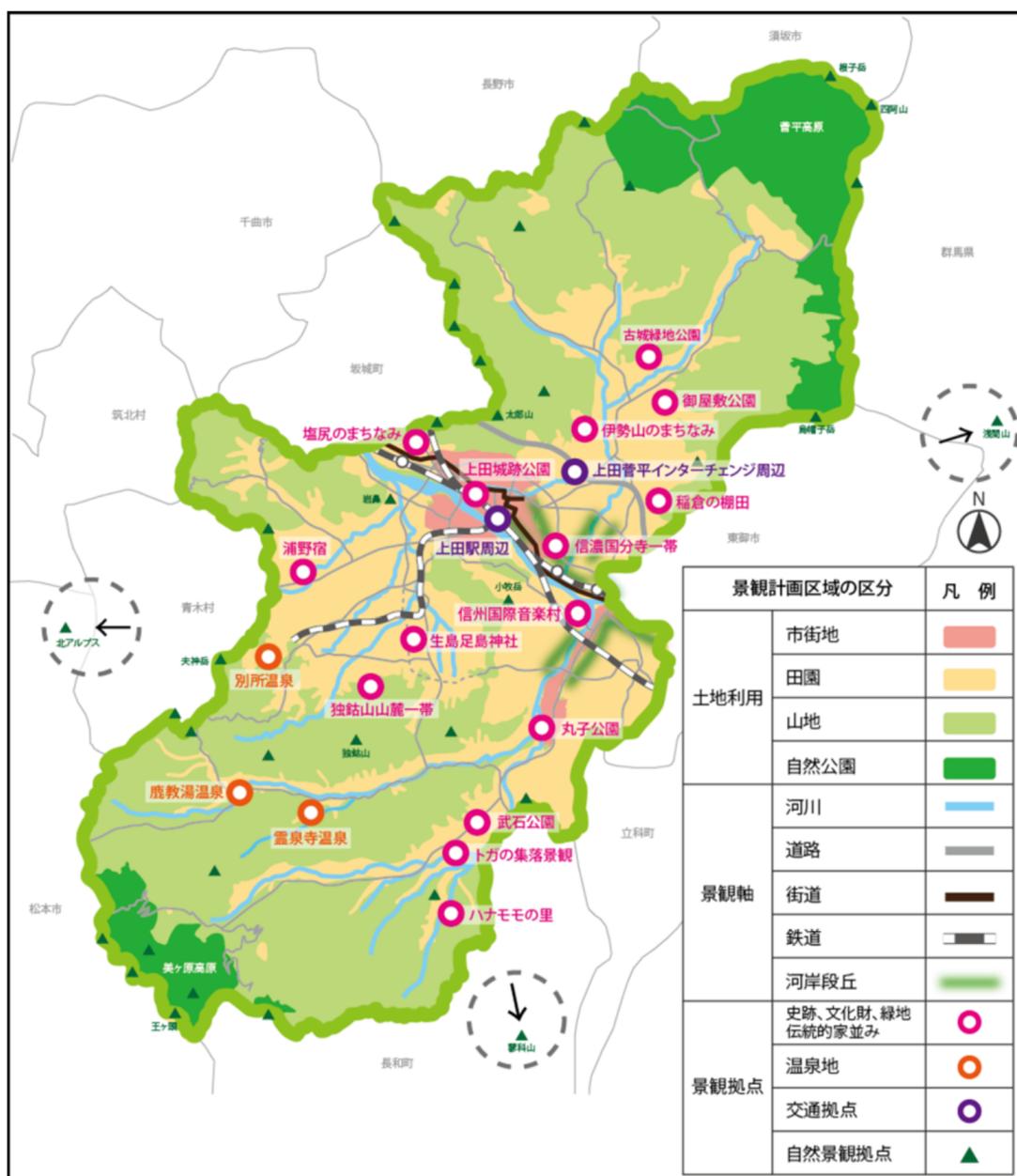
6-1 上田市景観計画

(1) 景観の種類・構造図

本市では、各地域の美しい自然や、歴史と文化が生きる魅力ある景観づくりをより効果的に進めていくため、景観法に基づかない自主条例であった上田市景観条例を改正し、景観法に基づく「上田市景観計画」を2012年（平成24年12月28日）に策定しました。

また、この景観計画に基づく新しい届出・事前協議の制度が、2013年（平成25年3月1日）から施行されました。

景観計画では、景観類型別（土地利用）、構造別（景観の軸・景観拠点）に、より具体的な景観形成方針を定めています。



[図・景観の種類・構造図 上田市全体]

資料：上田市景観計画

景観法に基づく土地利用の区分「市街地」のうち、上田駅及び上田城跡公園を中心とする古くからの市街地を「旧城下町」として区分しています。

この地域は、上田地域の玄関口であるとともに、上田城の城下町、旧北国街道の宿場町としての歴史的雰囲気を残し、蚕糸業の繁栄を物語る歴史的建築物も各所に点在していることから、そうした景観特性を踏まえ、賑わいや交流を生み出すとともに、歴史的、文化的背景にも配慮した景観形成を図っていくこととしています。



| 凡 例 | 景観の種類・構造 |
|-----|--------------|
| | 歴史的まちなみの残る地域 |
| | 主な寺院・神社 |
| | 歴史的拠点 |
| | 交通拠点 |
| | 中心商業地 |
| | 街道(景観軸) |
| | 緑・河岸段丘(景観軸) |

[図・景観の累計・構造図 旧城下町]

資料：上田市景観計画

(2) 行為の制限に関する事項

良好な景観の形成のために、景観計画区域内における建築物の建築や工作物の建設、開発行為等の景観に与える影響が大きい一定の行為については、景観法に基づき行為着手の30日前までに届出が必要で、届出のあった行為について、景観計画に定める景観形成基準への適合を審査することとなっています。

景観計画では、景観計画区域をその景観特性に応じて5つの地域に区分し、それぞれの地域の特性に応じた景観形成基準を定めています。

[表・届出対象行為]

| 届出対象行為 | | 届出対象規模 |
|--|--|---|
| 建築物の建築等 | ●新築 ●増築 ●改築 ●移転 | 高さ10m又は建築面積500㎡を超えるもの |
| | ●外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更 | 変更に係る面積が400㎡を超えるもの |
| 工作物の建設等 | 擁壁、垣、柵、塀その他これらに類するもの | 高さ3mかつ長さ30mを超えるもの |
| | ●新設 ●増築 ●改築 ●移転 ●外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更 | プラント類、自動車車庫、飼料・肥料・石油・ガス等を貯蔵する施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの 高さ10m又は築造面積500㎡を超えるもの |
| | 電気供給又は電気通信のための施設 | 高さ20mを超えるもの |
| | 上記以外の工作物 | 高さ10mを超えるもの |
| 開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | 面積3,000㎡又は生じる法面、擁壁が高さ3mかつ長さ30mを超えるもの 宅地造成については、面積3,000㎡又は建築計画戸数10戸又は生じる法面、擁壁が高さ3mかつ長さ30mを超えるもの 屋外駐車場又は駐輪場の設置については、面積1,000㎡を超えるもの(ただし、旧城下町については面積300㎡を超えるもの) |
| 木竹の伐採 | | 伐採する面積が3,000㎡を超えるもの (ただし、旧城下町については面積300㎡を超えるもの) |
| 屋外における物件の堆積 | | 堆積の高さ3m又は面積1,000㎡を超えるもの |
| 公衆の関心を引く目的で建築物又は工作物の外観に施される形態又は色彩その他の意匠(「特定外観意匠」という)の表示又は掲出(屋外広告物など) | | 面積25㎡を超えるもの |

※上記の届出対象行為のうち、景観法第17条第1項の規定に基づき、条例第20条で定められた特定届出対象行為は、建築物の建築等及び工作物の建設等に係る行為です。

資料：上田市景観計画

6-2 景観づくり協定

景観づくり協定は、上田市景観条例に基づき、一定の区域内に存する土地、建築物、工作物又は広告物の所有者等が、優れた景観の形成についての地域のルール等を定めた協定を結び、市が良好な景観形成に寄与するものと認定することで、地域景観の向上を図っていくという制度です。

市内7箇所「景観づくり協定」が結ばれ、地域の景観形成のルールに沿った景観づくりが行われています。

[表・景観づくり協定認定状況]

| 名 称 | 協定認定日 | 活動内容 |
|-----------------------------------|------------------|---|
| しなの木通り景観協定 (しなの木通りまちづくり協議会) | 平成 8 年 5 月 13 日 | 上田菅平インターチェンジ設置による国道 144 号一部 4 車線化を契機に設立され、市・県の景観条例に基づく景観協定を平成 8 年に締結しました。 自己用敷地内看板について協議会への事前協議が必要で、野立て看板は原則禁止。中央分離帯及び歩道の草刈りとゴミ拾い、花壇植栽や既存看板の縮小などの沿道美化を実施しています。 |
| 柿ノ木地区景観協定 (柿ノ木地区まちづくり協議会) | 平成 13 年 5 月 25 日 | 柿ノ木地籍の土地区画整理事業を契機に設立され、市・県の景観条例に基づく景観協定を平成 13 年に締結しました。 現状では大半が農地ですが、屋根の形状や敷地のセットバック、生け垣緑化について、宅地転用後も考慮した統一感のある街並み形成を図っています。 |
| 柳町景観協定 (柳町まちづくり協議会) | 平成 14 年 10 月 2 日 | 旧北国街道沿いの伝統的な街並みの雰囲気を守る目的で設立され、市・県の景観条例に基づく景観協定を平成 14 年に締結しました。 街なみ環境整備事業が進む中で、柳町自治会と連携しながら修景に関する学習と保全活動等を展開しています。 |
| 中央通り景観協定 (中央通りまちづくり協議会) | 平成 15 年 7 月 24 日 | アーケード撤去と街路整備事業をきっかけに市景観条例に基づく景観形成市民団体として平成 12 年に認定され、さらに市・県の景観条例に基づく景観協定を平成 15 年に締結しました。 中央通り商店街(松尾町・中央・原町の各商店街)が連携して看板類の縮小やファザード設置を推進しながら街並み景観の向上を図っています。 |
| 天神商店街景観協定 (天神商店街まちづくり協議会) | 平成 18 年 2 月 23 日 | 電線地中化工事をきっかけに、市の景観条例に基づく景観協定を平成 18 年に締結しました。 看板類の縮小やファザード設置などにより街並み景観の向上を図っていきます。 |
| ウッディヒルズ馬坂景観協定 (ウッディヒルズ馬坂運営委員会) | 平成 8 年 2 月 9 日 | 県下初の電線地中埋設化住宅団地として、丸子町第 1 号の景観協定として平成 8 年に締結(県認定済)。 建築物は木造に限定し屋根の形状や敷地のセットバックの基準を定め、生け垣やシンボルツリーによる積極的な緑化を推進するなどの街並み形成を図っています。 |
| ビュータウン茂沢景観協定 (ビュータウン茂沢運営委員会) | 平成 15 年 4 月 18 日 | 住宅団地周囲の自然景観と調和した環境を保全するために、丸子町第 2 号の景観協定として平成 15 年に締結(県認定済)。 周囲の自然林や公園の整備に参画し、敷地内も含め緑化に努め、建築物や付帯設備、敷地のセットバックについての基準を定め街並み形成を図っています。 |

資料：上田市 HP

6-3 街なみ環境整備

柳町紺屋町地区において、都市計画道路柳町紺屋町線などの道路整備にあわせ、「居住環境の保全」、「歴史的まちなみの保存・活用」を通じた魅力とやすらぎを創出したまちづくりを目的として「街なみ環境整備事業」を実施しています。

当地区は、上田城の城下町、旧北国街道沿いに位置し、歴史的な建物やかつては周辺地域一帯の飲料水として使用された湧き水「保命水」などに代表されるような歴史的なまちなみなど、当時の面影が数多く残されています。

現在は、柳町紺屋町地区（面積約7.0ha）のうち、柳町保存地区（面積約2.2ha）について事業を進めています。

【表・街なみ環境整備の状況】

| | |
|--------|--|
| 事業実施期間 | 平成16年度から |
| 事業内容 | 道路美装化（石畳化）、景観水路整備、電線類移転、小公園・緑地の整備、住宅等の修理修景 |

出典・上田市 HP



【写真・街なみ環境整備の状況】

資料：上田市 HP

6-4 景観ウォッチング

上田市内の良好な景観を、講師の話聞きながら歩いて見ること、あらためて上田の景観を見直し、景観について考える機会とするため、「景観ウォッチング」を定期的を開催しています。

[表・景観ウォッチング実施状況]

| 実施年月 | テーマ |
|-----------|-------------------|
| 令和 5年 11月 | 丸子地域の歴史的風致 |
| 令和 5年 5月 | 武石地域の歴史的風致 |
| 令和 3年 7月 | 別所温泉の景観・地域資源 |
| 令和 2年11月 | 市街地の擬洋風建築を巡る |
| 令和元年12月 | 塩尻地域の魅力を探る |
| 令和元年 6月 | 菅平高原の自然景観を感じる |
| 平成30年11月 | パノラマラインから見るため池の風景 |
| 平成30年 6月 | 名工・竹内八十吉の歴史を巡る |
| 平成29年11月 | 諏訪湖の魅力を探る |
| 平成29年 5月 | 信州の鎌倉を巡る |
| 平成28年10月 | 東山道に残るまちなみ |
| 平成28年 5月 | 古地図で歩く寺社・城下街 |
| 平成27年10月 | 旧北国街道 塩尻をいく |
| 平成27年 5月 | 上田市街地に蚕都の面影を訪ねる |
| 平成27年 3月 | 柳町編 |
| 平成26年10月 | 信濃国分寺編 |
| 平成26年 3月 | 下之郷編 |
| 平成25年10月 | 砥石城の城下町、伊勢山を訪ねる |
| 平成25年 3月 | 別所温泉編 |
| 平成24年 3月 | 真田編 |
| 平成23年10月 | 上田城下町の風情をめぐる |
| 平成23年 3月 | 丸子編 |
| 平成22年10月 | 見直そう、市街地の景観 |
| 平成22年 3月 | 登録有形文化財の建物めぐり |
| 平成21年 3月 | 蛭沢川の魅力を知る |

資料：上田市 HP



▲丸子編－カネタの煙突－



▲別所温泉編－常楽寺－

[写真・景観ウォッチングの様様]

資料：上田市 HP

7. 歴史・文化

7-1 歴史・文化

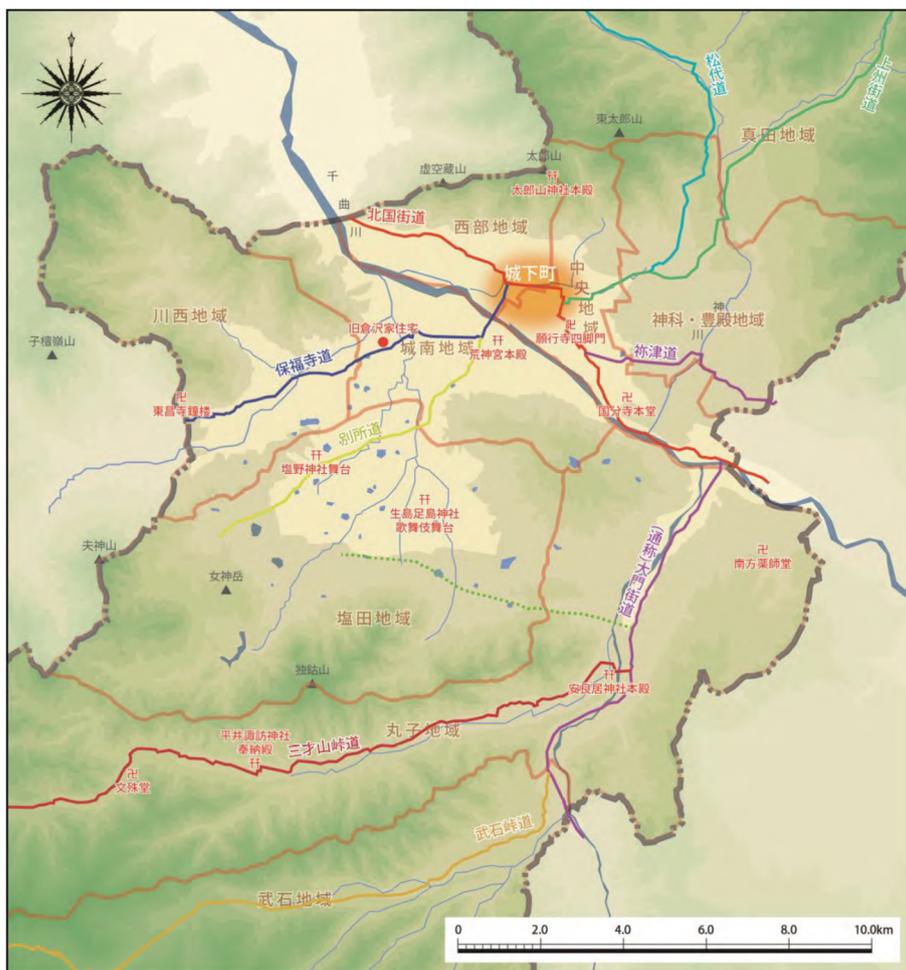
本市の歴史は古く、大和時代には国造(くにのみやつこ)がこの地に派遣され、信濃国の政治・文化の中心地になっていたと考えられており、奈良時代には国分寺などが建立され、信濃国で最初の国府が置かれた地との説もあります。

鎌倉時代には幕府の信濃守護職である北条氏が塩田に居を構え、鎌倉の仏教文化を花咲かせました。この塩田平は信州の鎌倉といわれ、多くの歴史的建造物や史跡が残されています。

また、戦国時代に名を轟かせた真田氏発祥の地であり、1583年に上田城を築いた真田昌幸は徳川軍の侵攻を二度にわたって退けましたが、関ヶ原の戦いでの石田方敗北により、この上田城は徳川方に接収・破壊されてしまいます。

その後1626年より上田城の復興に仙石忠政が取り掛かり、城下町として、また、北国街道の宿場町として発展していくこととなります。

明治時代以降からは養蚕業の発達とともに全国有数の蚕種の生産地となり、全国の蚕糸業を支える「蚕都(さんと)」として隆盛を極めました。その後もこれらで培った技術力などを活かしながら、工業をはじめ、商業、農業、観光などバランスの取れた長野県東部の中核都市として着実な発展を遂げてきています。



[図・近世の上田(北国街道・往還文化財)]

資料：上田市歴史文化基本構想

7-2 指定文化財

本市は多くの歴史遺産や自然景観などに恵まれており、国宝をはじめとする数多くの指定文化財があり、市内の各地に存在しています。

[表・文化財指定状況]

| 種 別 | 件 数 | 主なもの |
|--------------|-----|--|
| 国指定文化財 | 20 | 安楽寺八角三重塔、上田城跡、信濃国分寺跡、鳥羽山洞窟遺跡、四阿山の的岩 ほか |
| 重要美術品（国） | 2 | 紙本墨書徳川家康日課念仏 板絵着色三浦屋の図 |
| 登録文化財（国） | 7 | 上田蚕種協業組合事務棟、信州大学繊維学部講堂、依水館母屋 ほか |
| 選択無形民族文化財（国） | 3 | 八日堂の蘇民将来符領布習俗、別所温泉の岳の幟行事、戸沢のねじ行事 |
| 県指定文化財 | 28 | 上田城（南櫓、北櫓、西櫓）、真田氏館跡、生島足島神社歌舞伎舞台ほか |
| 市指定文化財 | 235 | 荒神宮本殿、旧上田市立図書館、安良居神社本殿、真田氏本城跡、妙見寺鳴龍 ほか |

資料：上田市都市計画基礎調査

[表・文化財指定状況]

| 種 類 | 有形文化財 | | | | | | | | | 無形文化財 芸能 | 民俗文化財 | | 記念物 | | | 計 |
|-----|-------|----|----|-----|----|-----|------|------|----|-------------|-------|----|-----|-------|-----|---|
| | 建造物 | 絵画 | 彫刻 | 工芸品 | 書跡 | 古文書 | 歴史資料 | 考古資料 | 有形 | | 無形 | 史跡 | 名勝 | 天然記念物 | | |
| 国宝 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | |
| 国指定 | 6 | | 4 | 1 | | 1 | 1 | | | 1 | | 3 | | 3 | 20 | |
| 国重美 | | 1 | | | 2 | | | | | | | | | | 3 | |
| 国登録 | 14 | | | | | | | | | | | | | | 14 | |
| 国選択 | | | | | | | | | | | 3 | | | | 3 | |
| 県指定 | 10 | 2 | 4 | 3 | | | | 2 | | | | 4 | | 3 | 28 | |
| 県選択 | | | | | | | | | | | 1 | | | | 1 | |
| 市指定 | 38 | 9 | 22 | 19 | 3 | 19 | 4 | 7 | 4 | 14 | 14 | 45 | 7 | 30 | 235 | |
| 計 | 69 | 12 | 30 | 23 | 5 | 20 | 5 | 9 | 4 | 15 | 18 | 52 | 7 | 36 | 305 | |

資料：上田市の教育（令和4年度）



安楽寺八角三重塔(国宝)



上田城跡(国史跡)



信廣寺のシダレザクラ(市天然)



真田氏館跡(県史跡)



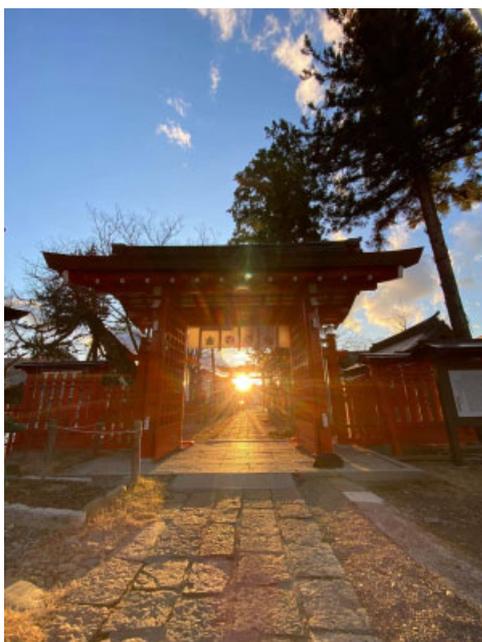
法住寺虚空蔵堂(国重文)

7-3 日本遺産

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るものです。

本市においては、『レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」～龍と生きるまち 信州上田・塩田平～』について、2020（令和2）年6月19日に長野県内の地域型の初の認定がなされました。

| 認定ストーリーの概要 |
|--|
| 独鈷山と夫神岳から扇状に開ける地・塩田平は、古来「聖地」として、多くの神社仏閣が建てられている。 |
| 山のふもとにある信州最古の温泉といわれる別所温泉、「国土・大地」を御神体とする「生島足島神社」、「大日如来・太陽」を安置する「信濃国分寺」は、1本の直線状に配置され、レイラインをつないでいる。 |
| 夏至と冬至に、鳥居の中を太陽の光が通り抜け、神々しくぬくもりのある輝きを享受できるのだ。 |
| 先人たちが、この地が特別であると後世に伝えようと遺した様々な仕掛けは、今も、訪れる人びとにパワーをチャージさせる。 |



[写真・認定ストーリーイメージ]

資料：上田市 HP

8. 災害関連

8-1 災害の状況

(1) 大雨・台風被害

千曲川を擁する本市はそこに流れ込む多くの支流の存在や、河川沿いの低地部に位置する市街地も多くあることから、たびたび大雨や台風被害に見舞われています。

近年では全国的に大雨や台風による浸水被害が激甚化しており、本市においても令和元年東日本台風による甚大な被害は記憶に新しいところです。

[表・2011（平成23）年以降における大雨・台風被害の状況]

| 発 生 年 月 日 | 床上 浸水 (戸) | 床下 浸水 (戸) | 備 考 |
|-----------------------|-----------------|-----------------|---|
| 平成23年5月29日(台風2号・大雨) | 1 | 3 | 床下浸水:上田地域(小泉、十人、神畑) 床上浸水:上田地域(上室賀) 建物被害2件::上田地域(古安曾、上室賀)／道路・河川被害46件／林地・林地被害27件／農地・農業用施設被害67件 |
| 平成23年7月12日(大雨) | | 5 | 床下浸水:丸子地域(上丸子・中丸子・塩川) 道路河川被害等14件:丸子地域(坂井、塩川、長瀬) |
| 平成23年8月25日(大雨) | | | 倒木2件:丸子地域(塩川、藤原田) |
| 平成23年9月12日(大雨) | | | 畑法面崩落1件:上田地域(小牧) |
| 平成23年9月20日～21日(台風15号) | | | 農作物被害(花きグラジオラス)被害面積0.2ha:武石地区／農地・農業用施設被害43件:上田地域17件、丸子地域20件、武石地域6件／林地・林地被害13件:上田地域4件、丸子地域1件、真田地域1件、武石地域3件／道路・河川等被害1件:丸子地域／倒木2件:丸子地域 |
| 平成24年6月19日(台風4号) | | | 倒木6件:丸子地域(市道丸子小牧線のビュータウン茂沢付近、市道深山5号線焼却灰理立場横、市道須川3号線別荘地管理組合近く)／停電140戸:上田地域(別所温泉80戸)、真田地域(菅平60戸) |
| 平成24年7月7日(大雨) | | | 道水路等被害7件:真田地域(菅平) |
| 平成24年7月20日(大雨) | | | 農作物被害7件:真田地域(長、傍陽)、上田地域(殿城、上室賀、手塚) |
| 平成24年7月28日(大雨) | | 2 | 床下浸水:上田地域(別所温泉)、真田地域(真田町傍陽) 林地被害1件・道水路等被害5件:上田地域(別所温泉、前山、手塚)、真田地域(傍陽)、武石地域(西武) |
| 平成24年7月29日(大雨) | 3 | 12 | 床上浸水:上田地域(住吉、中央2、材木町、中央6、国分) |
| 平成24年8月17日(大雨) | | 5 | 床上浸水:上田地域(手塚、住吉) 床下浸水:上田地域(天神、上田原、十人、別所温泉、手塚公会堂、手塚自治会金井組集会場) 建物被害4件:上田地域(山田、神畑、新町)／林地被害24件:上田地域(塩田地区外)／道水路被害10件:上田地域、丸子地域／農地・農業用施設被害56件:上田地域(塩田地区)／果樹被害2件:上田地域(塩田地区)(2.96ha)／公共施設等被害5件:上田地域(川西地区、城下地区外) |
| 平成24年9月30日(台風17号) | | | 倒木2件:上田地域・真田地域／農地・農業用施設等被害7件:丸子地域・武石地域 |
| 平成25年7月28日(大雨) | | 1 | 床下浸水:上田地域(別所温泉) |
| 平成25年8月23日(大雨) | | | 公共施設被害(保育園)1件:上田地域(国分) |
| 平成25年9月16日(台風18号) | | 6 | 床上浸水:上田地域(福田、富士山) 床下浸水:上田地域(小泉、仁古田、山田、前山)、丸子地域(下丸子) 建物損壊1件:上田地域(福田)／公共土木施設104件:市内全域／林業施設51件:市内全域／農地農業用施設154件:市内全域／体育施設4件:上田地域(塩田)他／社会教育施設1件:丸子地域／保育施設2件:丸子地域(西内保育園)他 |
| 平成25年10月15日(台風26号) | | | 建物損壊63件:上田地域(上田原、諏訪形、古里、下塩尻、常磐城、秋和、上塩尻、緑が丘北、中央1、常田、大手1、常磐城6、御所)／公共土木施設1件:市道(丸子地域)／農地農業用施設3件:上田地域、武石地域／公共施設(学校等)9件:市内全域／市営住宅2件:上田地域(塩尻) |
| 平成26年7月5日(大雨) | | | 農業用施設被害1件:上田地域(本郷) |
| 平成26年7月9日(大雨・降ひょう・落雷) | 1 | 6 | 床上浸水:丸子地域(上丸子) 床下浸水:丸子地域(上丸子) 公共土木施設3件:丸子地域(中丸子・腰越)／倒木2件:丸子地域(生田・塩川)／農作物被害(降ひょう):上田地域(古里・芳田)／住家被害(家電・落雷)1件:上田地域(上野) |
| 平成26年7月19日(大雨) | | | 農地農業用施設1件:上田地域(殿城) |
| 平成26年8月1日(大雨・降ひょう) | | 2 | 床上浸水(非住家):上田地域(吉田、岡) 農作物被害(降ひょう):上田地域(小泉・岡) |
| 平成26年10月6日(台風18号) | | | 倒木1件:丸子地域(腰越) |

| 発 生 年 月 日 | 床上 浸水 (戸) | 床下 浸水 (戸) | 備 考 |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|---|
| 平成27年6月20日(大雨) | | 5 | 床下浸水:上田地域(天神、国分、御所、保野) 公共土木被害(市道)9件:上田地域(中之条外)、丸子地域(塩川)／公共土木被害(林道)11件:上田地域(野倉外)、丸子地域(生田外)／農業用施設被害(農地、用水路)21件:上田地域(富士山外)、丸子地域(塩川外)／公共施設1件:上田地域(お城口第二駐車場) |
| 平成27年6月21日(大雨) | | 1 | 床下浸水:上田地域(保野) 倒木2件:上田地域(芳田、常入1) |
| 平成27年6月23日(大雨・降ひょう) | 2 | 7 | 床上浸水:上田地域(大屋)、丸子地域(塩川) 床下浸水:上田地域(大屋、岩下、国分)、丸子地域(長瀬)、武石地域(上武石) 公共土木被害(市道、河川)5件:丸子地域(依田、腰越)／農業用施設被害(農地、用水路)6件:丸子地域(依田、腰越、長瀬)／農作物被害(降ひょう):丸子地域(依田、丸子) |
| 平成27年7月29日(大雨) | 1 | 2 | 床上浸水:上田地域(神畑) 床下浸水:上田地域(上田原、保野) 農地被害9件:上田地域(山田、五加、小島、保野、仁古田) |
| 平成27年8月2日(大雨・降ひょう) | | | 住家被害(降ひょう)1件:丸子地域(上丸子)／農作物被害(降ひょう):武石地域(上本入)／倒木1件:丸子地域(練合) |
| 平成27年8月3日(大雨) | | 3 | 床下浸水:上田地域(下塩尻) 住家被害(降ひょう)3件:上田地域(下塩尻、上塩尻) |
| 平成27年8月5日(大雨) | | | 農業用施設被害1件:武石地域(武石鳥屋)／倒木1件:武石地域(下武石)／農作物被害(強風):武石地域 |
| 平成27年8月29日(大雨) | | | 倒木2件:上田地域(富士山、古安曾) |
| 平成27年8月30日(大雨) | | | 農業用施設被害1件:上田地域(浦野) |
| 平成27年9月9日(台風18号) | | | 土砂崩落(民地)1件:上田地域(芳田)／倒木3件:上田・丸子地域 |
| 平成28年7月14日(大雨) | 2 | | 建物被害1件:上田地域(吉田)、倒木2件:上田地域(下之郷、上田原) |
| 平成28年8月1日(大雨) | | | 公共土木施設被害(市道、河川)2件:丸子地域(藤原田、塩川) |
| 平成28年8月18日(大雨) | 5 | 28 | 床上浸水:丸子地域(東内、下丸子、生田、御嶽堂) 床下浸水:上田地域(富士山外)、丸子地域(長瀬外)、武石地域(武石沖) 公共土木被害(市道)143件:上田地域(下之郷外)、丸子地域(御嶽堂外)、真田地域(菅平外)、武石地域(鳥屋外)／農業用施設被害(農地、用水路)147件:上田地域(富士山外)、丸子地域(生田、東内外)、武石地域(沖外)／林道施設被害21件:丸子地域(生田、東内、上丸子)／水道施設被害1件:上田地域(材木町)／公共施設1件:丸子地域(東内) |
| 平成28年9月18日～ 9月20日(台風16号) | | 1 | 床下浸水:上田地域(小泉) 公共土木被害(市道)15件:上田地域(小牧、仁古田、手塚)、丸子地域(腰越、塩川、生田、東内、長瀬)、真田地域(傍陽、長)、武石地域(小沢根)／農業用施設被害(農地、用水路)22件:上田地域(上塩尻、上田原、仁古田外)、真田地域(傍陽)／林道施設被害16件:上田地域(野倉、殿城、小牧、半過、小泉、浦野、上室賀、下室賀、古安曾)、真田地域(傍陽、長)、武石地域(上本入、余里)／公共施設被害3件:上田地域、丸子地域 |
| 平成28年10月5日(台風18号) | | | 建物被害1件:丸子地域(西内)、倒木2件:上田地域(別所温泉)、武石地域(上本入)、農業用施設被害4件:武石地域(上本入) |
| 平成29年5月31日(大雨・降ひょう) | 1 | | 床上浸水:上田地域(大屋) 公共土木被害(市道)1件:上田地域(新田)／農業用施設被害(農地、用水路)3件:上田地域(新田、蛇沢、殿城)／農作物被害(降ひょう):上田地域、真田地域 |
| 平成29年7月1日(大雨) | | | 公共土木施設被害(市道、河川)1件:丸子地域(平井)、農業用施設被害1件:上田地域(仁古田)、倒木4件:上田地域(住吉、手塚、野倉)丸子地域(鹿教湯温泉) |
| 平成29年7月4日～ 7月5日(台風3号) | | | 公共土木被害(市道)2件:丸子地域(御嶽堂、長瀬)／農業用施設被害(農地、用水路)1件:上田地域(上室賀)／林道施設被害1件:上田地域(野倉) |
| 平成29年7月22日(大雨) | | | 農業用施設被害5件:上田地域(芳田、殿城、上室賀) |
| 平成29年8月18日(大雨) | | | 公共施設被害1件:真田地域(菅平) |
| 平成29年8月21日(大雨) | | 1 | 床下浸水:上田地域(浦野、小泉) 農業用施設被害(農地、用水路)4件:上田地域(殿城、越戸、小泉) |
| 平成29年9月17日～ 9月18日(台風18号) | | | 倒木12件:上田地域(二の丸、上野、富士山)、丸子地域(生田、腰越、塩川、上丸子、中丸子) |
| 平成29年10月22日～ 10月23日(台風21号) | 2 | 4 | 床上浸水:上田地域(神畑)、丸子地域(腰越) 床下浸水:上田地域(小泉)、丸子地域(上丸子)、真田地域(傍陽)、武石地域(余里) 半壊1件:上田地域(諏訪形)／一部損壊79件:上田地域(上塩尻、下塩尻外)、真田地域(角間外)／公共土木被害(市道、河川)159件:上田地域(下之郷外)、丸子地域(御嶽堂外)、真田地域(菅平外)、武石地域(鳥屋外)／農業用施設被害(農地、用水路)71件:上田地域(富士山外)、丸子地域(東内、生田外)、武石地域(沖外)／林道施設被害61件:上田地域(下塩尻外)、丸子地域(東内、生田、上丸子)／公園施設被害11件:上田地域(城跡公園外)／公共交通施設被害1件:上田地域／水道施設被害1件:上田地域(材木町)／公共施設1件:丸子地域(東内)／農作物被害:上田地域、丸子地域、真田地域 |

| 発 生 年 月 日 | 床上 浸水 (戸) | 床下 浸水 (戸) | 備 考 |
|-----------------------------------|-----------------|-----------------|---|
| 平成29年10月29日～ 10月30日(台風16号) | | 1 | 床下浸水:丸子地域(腰越) 公共土木被害(市道)8件:上田地域(古里、小泉、神畑、野倉、神畑)、丸子地域(上丸子、生田)／農業用施設被害(農地、用水路)9件:上田地域(上室賀)、丸子地域(生田) |
| 平成30年7月4日～ 7月8日(豪雨) | | | 公共土木被害(市道)3件:上田地域(常磐城、富士山)、武石地域(武石鳥屋、武石小沢根、武石上本入)／農業用施設被害(農地、用水路)9件:武石地域(武石上本入、武石下本入、上武石、下武石)／公共施設被害4件:上田地域(上田)、武石地域(武石上本入) |
| 平成30年7月9日(大雨) | | 8 | 床下浸水:上田地域(中央、上田、中央北、天神、住吉、上田原) 公共土木被害(市道)13件:上田地域(大手、中央北、常磐城、御所、上田原、神畑、福田、住吉、中野、新町、八木沢)／農業用施設被害(農地、用水路)8件:上田地域(国分、古里、蒼久保、殿城、小泉) |
| 平成30年7月10日(大雨) | | | 農業用施設被害(用水路)1件:上田地域(古里) |
| 平成30年8月14日(大雨) | | 2 | 床下浸水:真田地域(本原) |
| 平成30年9月4日(台風21号) | | | 屋根損壊8件:上田地域(上野、古安曾)、真田地域(長、傍陽、本原、菅平高原)／公共土木被害(市道)9件:上田地域(常磐城、上野、芳田、手塚)、丸子地域(生田)、真田地域(長、菅平高原)／農業用施設被害(農道)2件:真田地域(長)／公共施設被害16件:上田地域(豊殿小など)、丸子地域(マレットゴルフ場)、真田地域(菅平高原スポーツランドなど)／農作物被害:真田地域 |
| 平成30年9月29日～ 10月1日(台風24号) | | 1 | 床下浸水:丸子地域(西内) 公共土木被害(市道)1件:上田地域(神畑)／農業用施設被害(農地、用水路)21件:上田地域(築地、小泉、古安曾、富士山、浦野、秋和、古里、上野、諏訪形など)／林道施設被害14件:上田地域(殿城、古安曾、前山など)、丸子地域(生田、東内など)、武石地域(武石上本入、余里など) |
| 令和1年7月20日(大雨) | | | 一部損壊1件:武石地域(武石上本入) |
| 令和1年7月24日(大雨) | | 2 | 床下浸水:上田地域(神畑)、丸子地域(東内) 公共土木被害(市道、河川)4件:丸子地域(東内、上丸子、御嶽堂)／農業用施設被害(農地、用水路)4件:武石地域(上武石、下武石) |
| 令和1年7月27日～ 7月28日(大雨) | 2 | 8 | 床上浸水:上田地域(殿城) 床下浸水:上田地域(殿城) 公共土木被害(市道、河川)40件:上田地域(殿城、芳田)、丸子地域(東内) 真田地域(本原、長)／農業用施設被害(農地、用水路)4件:上田地域(殿城、古里)、丸子地域(東内、生田)、真田地域(本原、長など)／林道施設被害3件:上田地域(殿城)／公園施設被害11件:上田地域(城跡公園外)／水道施設被害1件:上田地域(殿城) |
| 令和1年7月29日(大雨) | | 2 | 床上浸水:真田地域(本原、長) |
| 令和1年8月7日(大雨) | | 4 | 床上浸水:上田地域(吉田、天神、常田、岩下) 全壊4件:上田地域(秋和、小島、本郷、下之郷)／一部損壊(屋根等)25件:上田地域(本郷、中央北、五加、小島など)／公共土木被害(市道、河川)27件:上田地域(天神、小島、小泉、常磐城など)、丸子地域(生田、長瀬、御嶽堂、中丸子など)／農業用施設被害(ポンプ)1件:上田地域(下之郷)／教育施設被害19件:上田地域(三中、城跡公園体育施設、博物館別館など)、丸子地域(丸子北中) |
| 令和1年8月8日(大雨) | | 1 16 | 床上浸水:上田地域(天神) 床下浸水:上田地域(天神、上田原、中之条、秋和など) 一部損壊(屋根等)1件:上田地域(築地)／公共土木被害(市道、河川)11件:上田地域(天神、上田原、中之条、古里など)／農業用施設被害(水田)1件:上田地域(古里)／教育施設被害3件:上田地域(南小、塩尻小、六中) |
| 令和1年10月11日～10月13日 東日本台風(台風19号) | 47 | 166 | 床上浸水:上田地域、丸子地域、真田地域 床下浸水:上田地域、丸子地域、真田地域、武石地域 建物被害723件／公共土木被害(市道、河川)508件／農業用施設被害(農地、用水路)591件／農作物被害95.2ha／市営住宅被害90戸／上下水道施設被害83箇所／教育施設被害88件以上(詳細は「令和元年(2019年)東日本台風(台風第19号)災害における対応等の検証報告」を参照) |
| 令和2年8月5日(大雨) | | 7 | 床上浸水:丸子地域(上丸子・中丸子) |
| 令和2年8月30日(大雨) | | 1 | 床下浸水:上田地域(芳田) 公共土木被害(市道)1件:武石地域(小沢根)／農業用施設被害(法面崩落)10件:上田地域(殿城) |

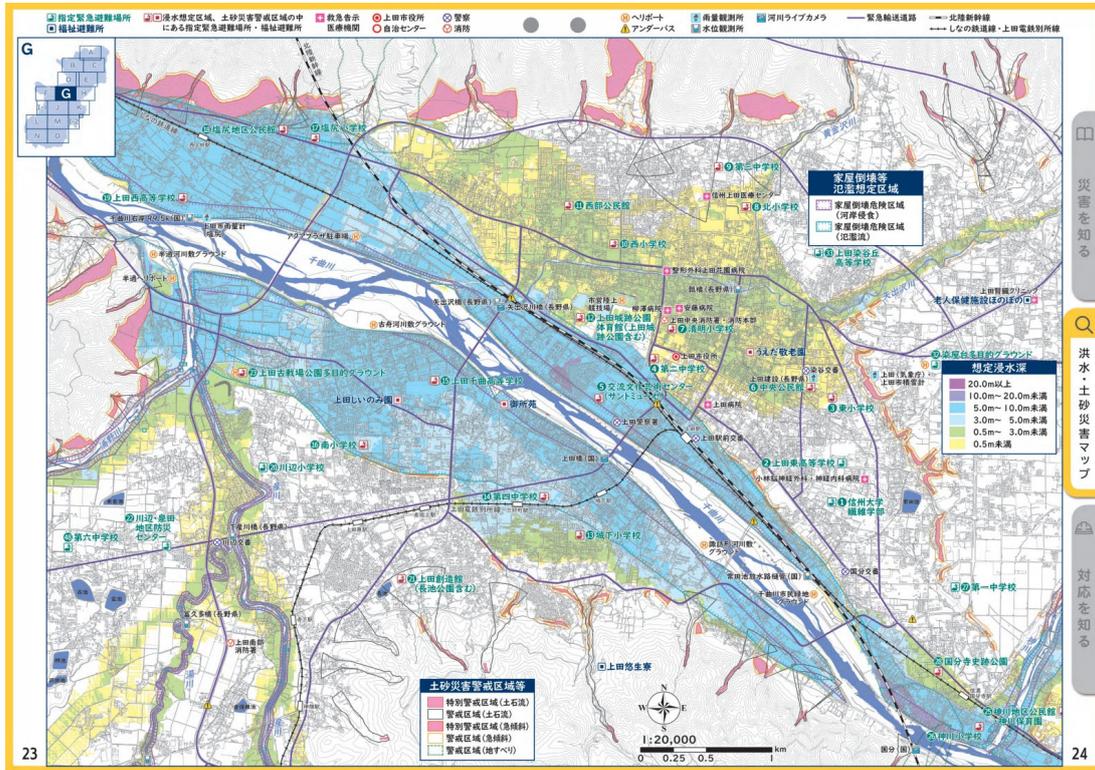
出典：R3 都市計画基礎調査

8-2 災害リスク（土砂災害（特別）区域・浸水想定区域）

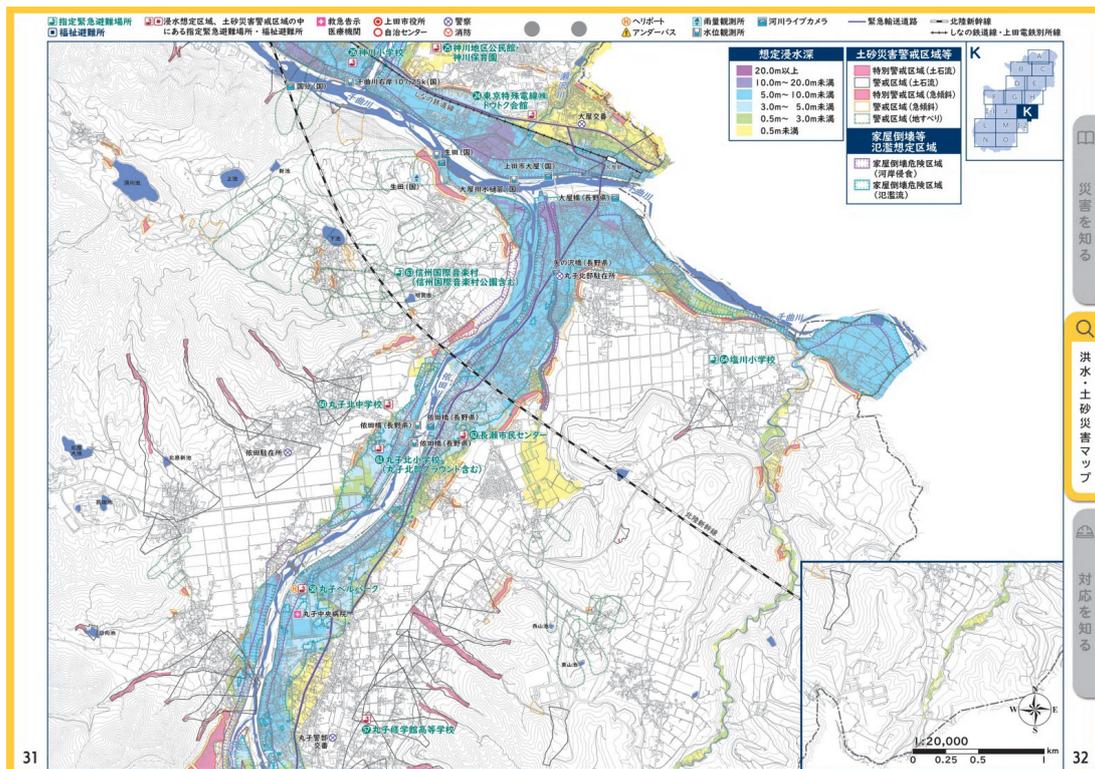
（1）土砂災害・浸水想定区域

市域は急峻な山々に囲まれており、中央の低地部に千曲川が流れているなど、地形的に土砂災害、河川氾濫などのリスクが高い地域と言えます。

また、千曲川河川沿いの上田市街地や依田川沿いの丸子市街地では、想定浸水深 5.0～10.0 m未滿のエリアに該当するなど、高い災害リスクを負っているとと言えます。



[図・上田市街地周辺のハザードマップ]



[図・丸子市街地周辺のハザードマップ]

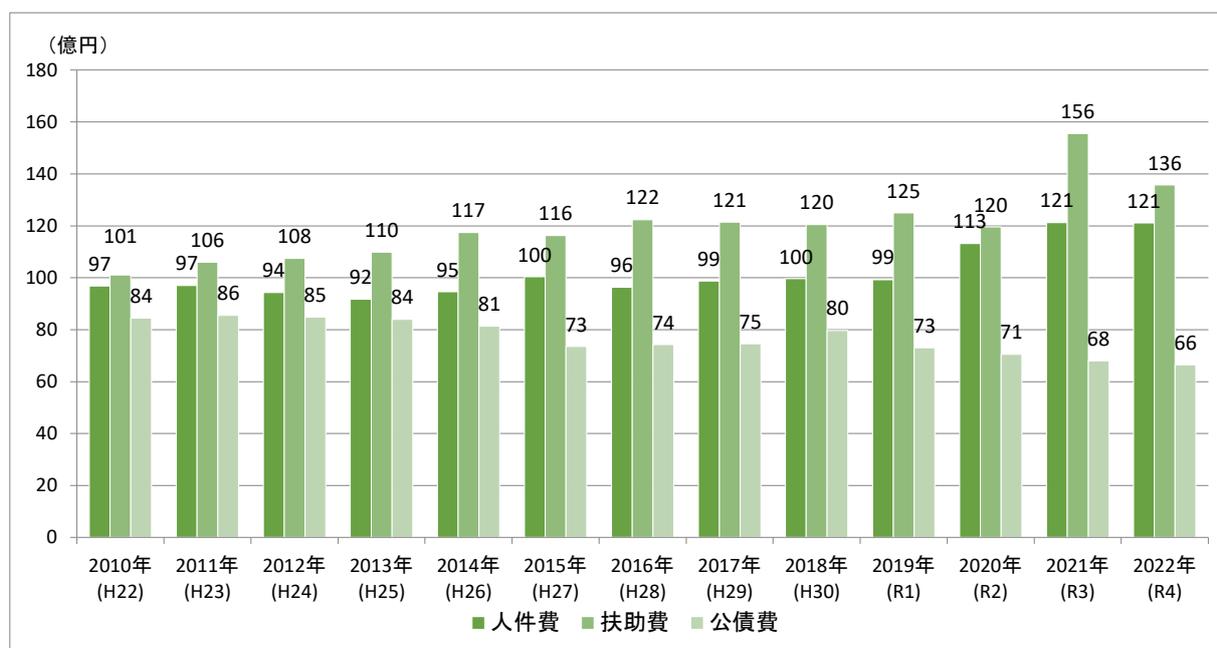
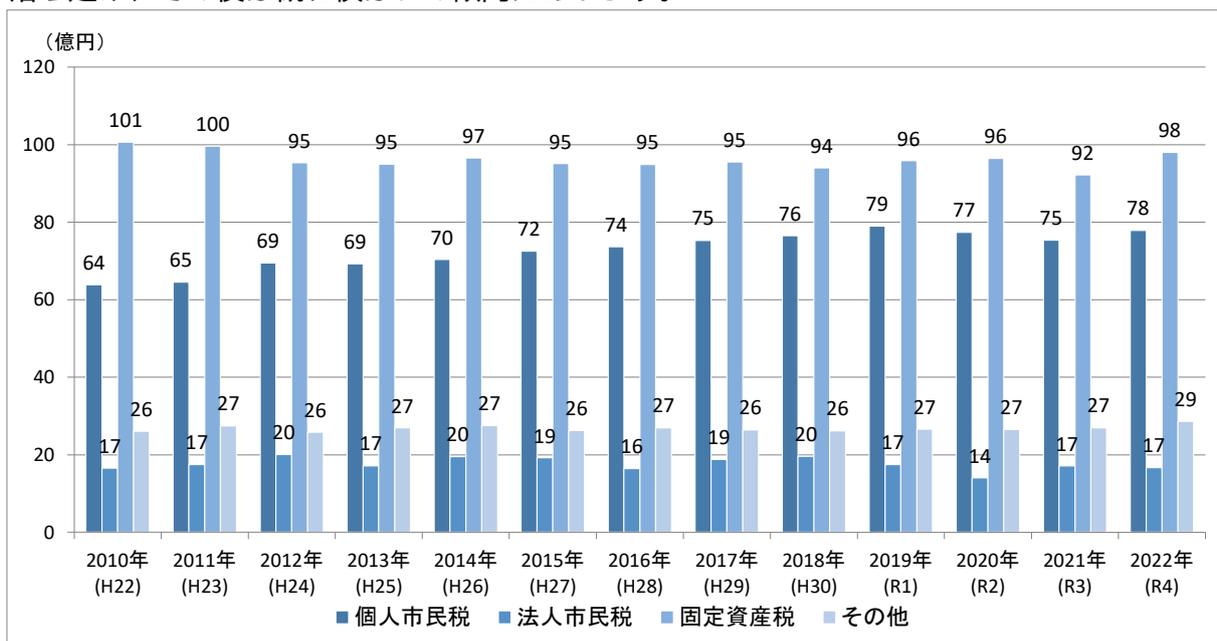
9. 財政関連

9-1 財政状況

2010（平成22）年から2022（令和4）年までの市税決算額の推移を見ると、最も大きな割合を占める固定資産税は、2012（平成24）年以降100億円を下回って推移しています。

一方次に多い個人市民税は2019（令和元）年までは経年的に増加傾向にありましたが、感染症の影響を受け、2021（令和3）年にかけて減少し、その後は緩やかに回復しています。

また、法人市民税は増減が見られるなか、感染症の影響により2020（令和2）年に大きく落ち込み、その後は概ね横ばいの傾向にあります。



[図・財政状況]

資料：決算の概要（財政課）

9-2 財政力

財政力指数は、2010（平成 22）年から 2012（平成 24）年にかけて下降傾向にありましたが、2013（平成 25）年以降はおおむね横ばい状態にあります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を表す指標で、数値が高いほど弾力性が低下していると判断されます。人件費、扶助費、公債費等の毎年度経常的に支出する経費が増加傾向にあるため、経常的な経費と収入のバランスに一層配慮していくことが求められます。

実質公債費率は近年 5%台で推移しており、早期健全化団体と言われる 25%を大きく下回る状況であり、財政の健全性が維持されています。

将来負担比率が 350%を超えると早期健全化団体となりますが、経年的にこの基準を大きく下回って推移しています。



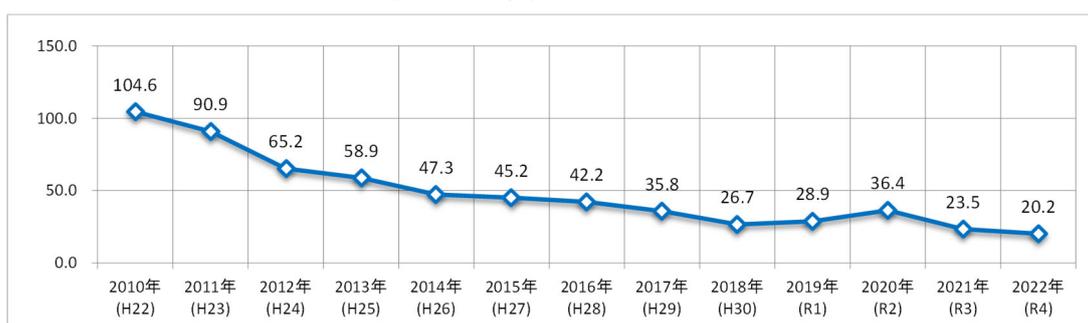
【図・財政力指数の推移】



【図・経常収支比率 (%) の推移】



【図・実質公債費率 (%) の推移】



【図・将来負担率 (%) の推移】

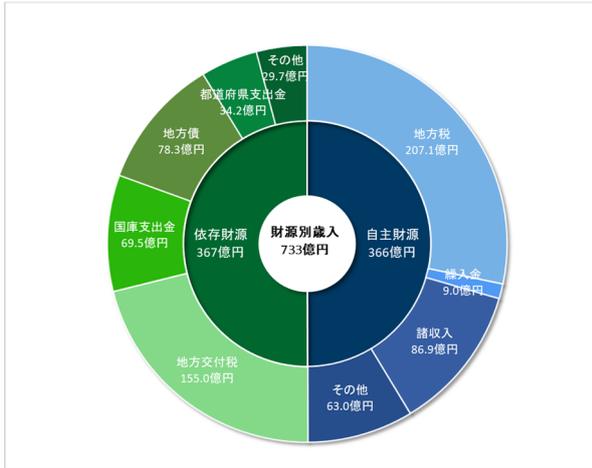
資料：決算の概要（財政課）

9-3 財政状況の比較

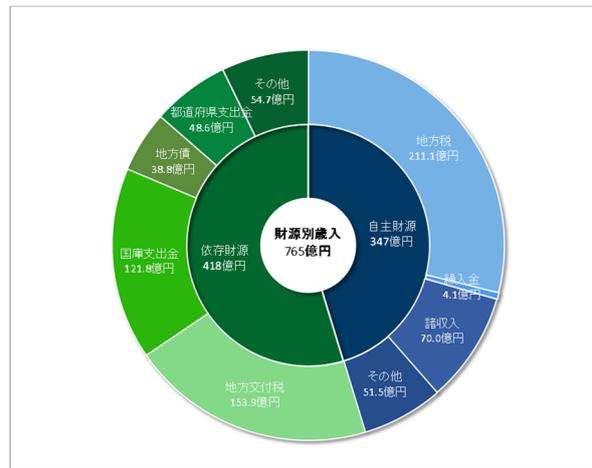
2010（平成22）年と2022（令和4）年の財源別歳入状況を比較すると、歳入額は増加していますが、自主財源率は約50%から約45%に低くなっています。

同じく性質別歳出状況を比較すると、歳出額が増加する中、義務的経費である人件費、扶助費が増加しており、扶助費については約1.3倍となっています。また、投資的経費である普通建設事業費が約4割減少しています。

同じく目的別歳出状況を比較すると、民生費の占める割合が増加しており、土木費及び公債費の割合が減少しています。



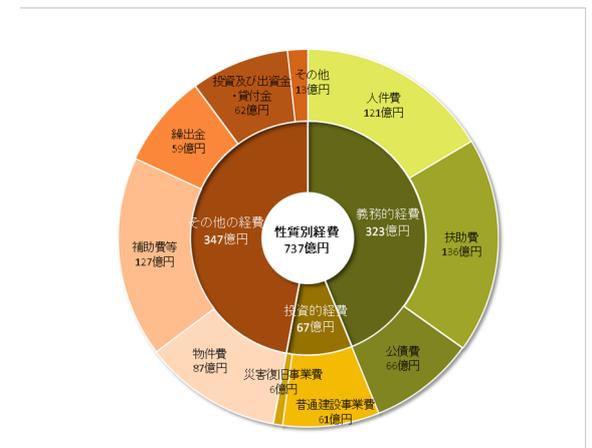
[図・2010（H22）年度の財源別歳入状況]



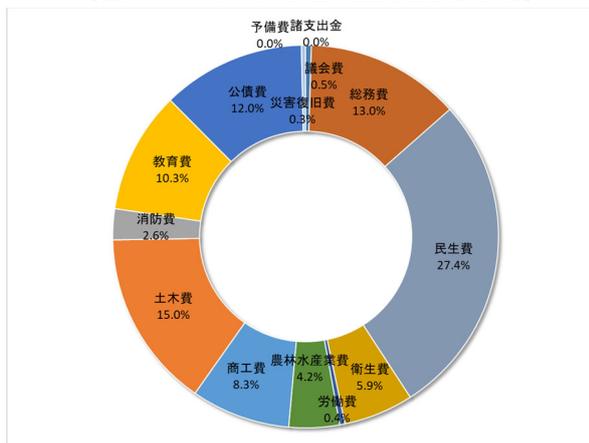
[図・2022（R4）年度の財源別歳入状況]



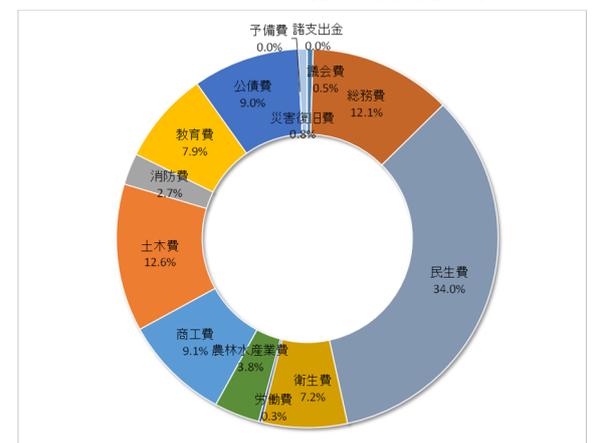
[図・2010（H22）年度の性質別歳出状況]



[図・2022（R4）年度の性質別歳出状況]



[図・2010（H22）年度の目的別歳出状況]



[図・2022（R4）年度の目的別歳出状況]

資料：決算の概要（財政課）

10. 上位関連計画

10-1 上位計画

上田市都市計画マスタープランに関連する上位計画は以下のとおりです。
各上位計画の概要を次ページ以降に示します。

【上位計画】

- ①上田都市計画区域マスタープラン
 - ・・・都市づくりの目標、土地利用の方針等に関連
- ②第二次上田市総合計画後期まちづくり計画（第2期上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略）
 - ・・・将来人口、都市づくりの目標等に関連

①上田都市計画区域マスタープラン

| | | | | |
|---|----|----------------|-----------------|-----------------|
| ■策定年月 | | 令和5年5月（変更） | | |
| ■計画の目的 | | | | |
| <p>本計画は、長野県内の全ての都市計画区域について、おおむね20年後の年の姿を展望しつつ、おおむね10年後を目標年次として、県土全体を見据えた都市づくりの目標と方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」と県土全体を10の圏域に分けた「圏域マスタープラン」を併せて策定し、この方針を踏まえ、県が広域的な観点から定めています。</p> | | | | |
| ■都市づくりの基本理念 | | | | |
| <p style="text-align: center;">豊かな自然環境に配慮し、歴史・文化遺産をいかしながら 活力あるまちづくりを進めよう</p> | | | | |
| ■都市づくりの目標 | | | | |
| <ol style="list-style-type: none"> ① 県内アクセスの優位性を活かしながら自律できるコンパクトなまちづくり ② 次世代産業の創出等を視野に入れた工業及び研究拠点の機能の維持、強化 ③ 上田城跡等の歴史文化遺産と調和した都市空間の形成や回遊性の向上 ④ 上田盆地を中心に広がる自然環境、田園集落環境の保全、活用 ⑤ 災害に強いしなやかな圏域の形成 ⑥ 生活・産業・観光を支える交通体系の強化 | | | | |
| ■人口規模 | | | | |
| | 年次 | 平成27年 (基準年) | 令和7年 (中間年) | 令和12年 (目標年) |
| 区分 | | | | |
| 都市計画区域内人口 | | 143.4千人 | おおむね 137.1千人 | おおむね 133.3千人 |
| ■都市構造 | | | | |
| | | | | |

②第二次上田市総合計画後期まちづくり計画（第2期上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

| | |
|---|--|
| <p>■ 策定年月</p> <p>令和3年3月</p> | |
| <p>■ 計画の目的</p> <p>本計画は、令和2年3月に改訂した「上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策が総合計画に根差したものであるなど両者が密接に関係していることから、令和3年度を初年度とする「第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画」と一体化し策定されました。</p> | |
| <p>■ 目標年次</p> <p>令和3年度から7年度</p> | |
| <p>■ 計画のポイント</p> | |

後期まちづくり計画のポイント

ポイント1 第二次上田市総合計画「後期まちづくり計画」策定の趣旨

上田市は、平成28年3月、「第二次上田市総合計画」を策定し、平成28年度から令和7年度までの10年間にわたる「基本構想（まちづくりビジョン）」を示すとともに、令和2年度までの5年間の計画期間とする「前期まちづくり計画」を定め、社会情勢の変化や新たな課題に対応すべく、まちづくりを推進してきました。

人口減少・少子高齢社会が進化する中、今後の市民生活や市政に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、また、財政面においても、今後合併市町村への財政運営措置が終了する時期を迎えることから、これらの情勢変化を受け止めた行政経営の重要性が一層増しています。

令和2年に前期まちづくり計画の目標年次を繰り、改めて市を取り巻く社会情勢の変化や、将来のまち姿を展望して見入ってくる変化・課題を踏まえ、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、新たに令和3年度からはじまる5年間の「後期まちづくり計画」を策定しました。

総合計画の構成・期間

第二次上田市総合計画「後期まちづくり計画」の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間で、

| | | | | | | | | | | |
|-----------|-------|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|
| 構成 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 |
| まちづくりビジョン | 10年間 | | | | | | | | | |
| まちづくり計画 | 前期5年間 | | | | | 後期5年間 | | | | |
| 実施計画 | 3年次 | | | | | 3年次 | | | | |
| 総合戦略 | 5年次 | | | | | 5年次 | | | | |

ポイント2 「上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体化

本総合計画では、「第2期上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体化を図り、人口減少対策により強化するとともに、地域社会の維持・活性化に向け施策をさらに強化させ、市の持続的な発展と成長を目指し、一元的に取り組んでいくこととします。

ポイント3 全世界共通の目標「SDGs（持続可能な開発目標）」の反映

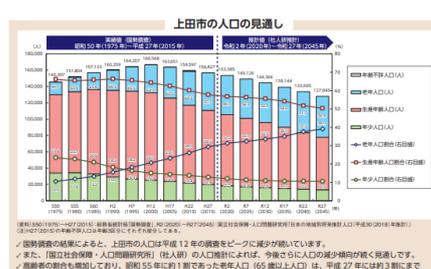
SDGsは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169の行動目標（ターゲット）から構成されています。地球上の誰一人取り残さない社会の実現を目指し、全世界共通の目標として、「経済」「社会」「環境」の課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

本計画では、このSDGsという世界共通のものを導入し、市の立ち位置や状況を客観的に分析するとともに、市の施策にSDGsのグローバルな課題解決を目指す目標を関連付け、持続可能な都市経営に努めています。

また、SDGsの目標を施策と結びつけることにより、施策の実現に向けた方向性としてとらえるとともに、それぞれの分野で目標を共有化し、市民・NPO・企業などの幅広い関係者との協働・連携により施策を推進し、上田市の未来に向けた持続的な発展を目指し取り組んでいくこととします。



上田市の人口の発達



資料：国勢調査（平成27年）、国勢調査（令和1年）、国勢調査（令和2年）、国勢調査（令和3年）、国勢調査（令和4年）、国勢調査（令和5年）、国勢調査（令和6年）、国勢調査（令和7年）、国勢調査（令和8年）、国勢調査（令和9年）、国勢調査（令和10年）、国勢調査（令和11年）、国勢調査（令和12年）、国勢調査（令和13年）、国勢調査（令和14年）、国勢調査（令和15年）、国勢調査（令和16年）、国勢調査（令和17年）、国勢調査（令和18年）、国勢調査（令和19年）、国勢調査（令和20年）、国勢調査（令和21年）、国勢調査（令和22年）、国勢調査（令和23年）、国勢調査（令和24年）、国勢調査（令和25年）、国勢調査（令和26年）、国勢調査（令和27年）、国勢調査（令和28年）、国勢調査（令和29年）、国勢調査（令和30年）、国勢調査（令和31年）、国勢調査（令和32年）、国勢調査（令和33年）、国勢調査（令和34年）、国勢調査（令和35年）、国勢調査（令和36年）、国勢調査（令和37年）、国勢調査（令和38年）、国勢調査（令和39年）、国勢調査（令和40年）、国勢調査（令和41年）、国勢調査（令和42年）、国勢調査（令和43年）、国勢調査（令和44年）、国勢調査（令和45年）、国勢調査（令和46年）、国勢調査（令和47年）、国勢調査（令和48年）、国勢調査（令和49年）、国勢調査（令和50年）、国勢調査（令和51年）、国勢調査（令和52年）、国勢調査（令和53年）、国勢調査（令和54年）、国勢調査（令和55年）、国勢調査（令和56年）、国勢調査（令和57年）、国勢調査（令和58年）、国勢調査（令和59年）、国勢調査（令和60年）、国勢調査（令和61年）、国勢調査（令和62年）、国勢調査（令和63年）、国勢調査（令和64年）、国勢調査（令和65年）、国勢調査（令和66年）、国勢調査（令和67年）、国勢調査（令和68年）、国勢調査（令和69年）、国勢調査（令和70年）、国勢調査（令和71年）、国勢調査（令和72年）、国勢調査（令和73年）、国勢調査（令和74年）、国勢調査（令和75年）、国勢調査（令和76年）、国勢調査（令和77年）、国勢調査（令和78年）、国勢調査（令和79年）、国勢調査（令和80年）、国勢調査（令和81年）、国勢調査（令和82年）、国勢調査（令和83年）、国勢調査（令和84年）、国勢調査（令和85年）、国勢調査（令和86年）、国勢調査（令和87年）、国勢調査（令和88年）、国勢調査（令和89年）、国勢調査（令和90年）、国勢調査（令和91年）、国勢調査（令和92年）、国勢調査（令和93年）、国勢調査（令和94年）、国勢調査（令和95年）、国勢調査（令和96年）、国勢調査（令和97年）、国勢調査（令和98年）、国勢調査（令和99年）、国勢調査（令和100年）

地域の特性と発展の方向性

●地域の特性と発展の方向性は、自然や文化などそれぞれの地域の特色や個性を生かしながら、将来の発展に向け、地域が自ら進むまちづくりの方向性を示すもので、各地域協議会での検討を経て策定しました。

●市民、事業者、行政などが地域の特性を理解し、地域が目指すまちづくりの共有が図れるよう総合計画の中で位置づけ、地域内分権推進の取組において、各地域のまちづくり計画の策定を進めています。

上田西部地域

- > 歴史・文化的資源の保全、恵まれた環境や商業機能などの活用による賑わいを創出するまちづくり
- > 太郎山や千曲川、農地など調和した落ち着いた生活環境のなかでの健康で元氣なまちづくり
- > 地域の利便性向上のための安全な交通環境の整備による快適に暮らせるまちづくり

上田城南地域

- > 「住んでよし、訪れてよし」と感じられ、人の姿の見える魅力あるまちづくり
- > 千曲川、小坂山、半道岩嶽など奇麗で原風景の響きあふ自然や農地の保全と秩序ある都市空間づくり
- > 住宅と農地の調和や景観形成に配慮し、多様な商業環境と調和したまちづくりによる良好な住環境の保全
- > 公共空間の活用と生活利便性の向上、高層階級や歩行者、自転車などの安全安心に配慮した道路交通環境の整備
- > 農地保全による保水機能の保持など、雨水の流出抑制対策の推進

川西地域

- > 森林や河川・田圃に囲まれた美しい風景や自然環境の保全と伝統文化・伝統行事の次世代への伝承
- > 自然と人の調和が取れた環境の整備と子どもから高齢者まで交流合う住みやすい環境づくり
- > 史跡や温泉などの地域資源の有効活用

塩田地域

- > 豊富な資源と貴重な財産を見つめ直し、観光振興へ活用
- > 貴重な史跡・文化財の保全、次世代への継承
- > 自然環境の保全とかがんがえられた環境の整備
- > 大学・研究施設などの立地を生かした連携事業の推進
- > 歴史・自然・生活が調和した秩序ある土地利用の推進
- > 生涯学習活動の活性化による健康で文化的な生活や次世代の健全育成、定住促進に向けた活動の推進
- > 安全・安心で充実した生活の実現に向けた環境整備

真田地域

- > 地域の豊かな自然環境の活用と保全、後世への伝承
- > 魅力的な地域資源・特性の連携と地域振興の促進による交流人口の拡大
- > 市街地定住の魅力ある居住空間としての多世代が健康で快適に安心して暮らせるまちづくり
- > 住民一人ひとりが主体的に学び、考え、行動するまちづくり

神科・豊敷地域

- > 神川の緑豊かな水辺空間や里山・田圃空間など、自然環境の保全とまちづくりへの活用
- > 上田若平インターを玄関口とし、史跡や田圃、自然資源など地域資源の連携と活用による産業・観光振興や地域間交流の促進
- > 良好な田圃居住環境の形成と交通整備による子どもから高齢者まで安心・快適に暮らせる住みよいまちづくり

上田中央地域

- > 玄関口としての都市振興の充実と市街地活性化の推進
- > 歴史的資源や豊かな自然環境を保全、活用しに賑わいと交流の拠点づくり
- > 市民や来訪者が行き交うまちづくり

丸子地域

- > 自然環境や美しい景観の保全と佐田川、内村川周辺への観光空間の創出による地域資源の有効活用
- > 職住近接のゆとりある生活空間創出や「健康都市」の実現、日常生活や観光・流通のための道路整備
- > 丸子温泉郷や唐州国際音楽村、親子ワイナリーなどの観光・文化資源の効果的連携による地域内外の交流の促進

武石地域

- > 美ヶ原高原と山々の大自然や心安らぐ田圃風景の保全
- > 地域住民の連携と自主的な活動の支援、協働による環境保全や農業・商工業・観光業の活性化の推進
- > 自然をかんたんに交通手段や農村風景を都市や地域内外との交流・体験の場として活用することによる交流人口の増加
- > 公共交通と地域資源の維持による賑わいが住みやすくなり、快適に暮らせる地域づくり
- > 地域全体が子どもを守り育てる地域づくり

10-2 関連計画

上田市都市計画マスタープランに関連する関連計画は以下のとおりです。
各関連計画の概要を次ページ以降に示します。

【関連計画】

- ①上田市立地適正化計画
 - ・・・将来都市構造や土地利用部門の方針等に関連
- ②上田市地域公共交通計画
 - ・・・道路・交通、公共交通部門の方針等に関連
- ③国土強靱化地域計画
 - ・・・安全・安心な都市づくりの方針等に関連
- ④国土利用計画 第二次上田市計画
 - ・・・都市づくりの目標、土地利用の方針等に関連
- ⑤上田市緑の基本計画
 - ・・・土地利用や公園・緑地、環境部門の方針等に関連
- ⑥上田市景観計画
 - ・・・環境、景観、観光部門の方針等に関連
- ⑦上田市歴史的風致維持向上計画
 - ・・・土地利用、景観、観光部門の方針等に関連
- ⑧上田市歴史文化基本構想
 - ・・・土地利用、景観、観光部門の方針等に関連
- ⑨上田市公共施設マネジメント基本方針
 - ・・・公共施設や都市施設部門の方針等に関連
- ⑩上田市水道ビジョン
 - ・・・上水道部門の方針等に関連
- ⑪上田市下水道ビジョン
 - ・・・下水道部門の方針等に関連
- ⑫上田市空家等対策計画
 - ・・・住環境整備部門の方針等に関連
- ⑬上田市地域防災計画
 - ・・・防災、河川部門の方針等に関連
- ⑭上田市中心市街地活性化基本計画
 - ・・・土地利用、市街地整備、住環境整備、観光・産業部門の方針等に関連
- ⑮第3次上田市地域福祉計画
 - ・・・住環境整備部門の方針等に関連
- ⑯第8期上田市高齢者福祉総合計画
 - ・・・住環境整備部門の方針等に関連

①上田市立地適正化計画

| | |
|--|--|
| <p>■策定年月</p> | <p>令和6年3月（改定中）</p> |
| <p>■計画の目的</p> | |
| <p>本計画は、上田市全域を見渡した都市計画に関する基本的な方針である「上田市都市計画マスタープラン」の高度化版として策定するものであり、概ね20年後の都市の姿を展望することとしています。</p> | |
| <p>■目標年次</p> | |
| <p>基準年次を2024(令和6)年とし、目標年次は20年後となる2044（令和26）年</p> | |
| <p>■都市づくりの目標と方針</p> | |
| <p>「ネットワーク+多極・拠点集約型都市構造」の形成による 『誰もが快適に安心して暮らし続けられるまち“上田”』</p> | |
| <p>【誘導方針1】</p> | <p>上田の都市づくりを牽引する、便利で快適に暮らせる中心拠点の形成</p> |
| <p>【誘導方針2】</p> | <p>いつまでも快適に安全に、健やかに暮らせる居住環境の確保</p> |
| <p>【誘導方針3】</p> | <p>拠点間、都市施設間を連絡する公共交通網の形成</p> |
| <p>■誘導区域</p> | |
| | |

②上田市地域公共交通計画

| | | | | |
|---|-------------|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| ■策定年月 | 令和5年●月（改定中） | | | |
| ■計画の目的 | | | | |
| 都市機能や市民の移動ニーズに対応し、利便性・持続可能性・生産性の向上に資するため、地域公共交通の課題を改めて整理し、新たな視点を加えた事業の見直しや評価指標の設定を行う、公共交通のマスタープランとして定めます。 | | | | |
| ■計画期間 | | | | |
| 令和5年度から令和9年度の5年間 | | | | |
| ■基本方針と基本目標 | | | | |
| 「地域をつなぎ 未来へつむぐ 地域公共交通 ～ 市民が誇りに思える地域公共交通の構築に向けて ～」 | | | | |
| 目標1 わかりやすく、安心して、使いやすい地域公共交通体系の構築 | | | | |
| 目標2 みんなで支える持続性のある地域公共交通体系の構築 | | | | |
| 目標3 利便性向上に向けたDX及び環境に配慮したGXの推進 | | | | |
| ■計画の目標値 | | | | |
| | | | 2022年度 (令和4年度) (基準年度) | 2027年度 (令和9年度) (目標年度) |
| 目標1 わかりやすく、安心して、使いやすい地域公共交通体系の構築 | 評価指標1 | 人口1人あたりバス利用回数 | 6.3回 | 8.3回 |
| | 評価指標2 | 人口1人あたり別所線利用回数 | 6.3回 | 7.3回 |
| 目標2 みんなで支える持続性のある地域公共交通体系の構築 | 評価指標3 | バス運行事業における収支率 | 28.0% | 現状維持 |
| | 評価指標4 | 利用者1人あたりバス運行経費に係る年間負担額 | 517円/人 | 現状維持 |
| 目標3 利便性向上に向けたDX及び環境に配慮したGXの推進 | 評価指標5 | TicketQRによるキャッシュレス決済利用率 | 13.22% | 50.00% |
| | 評価指標6 | GTF S整備率 | 31.80% | 100% |

③上田市国土強靱化地域計画

| | |
|---|----------------|
| <p>■ 策定年月</p> | <p>令和3年12月</p> |
| <p>■ 計画の目的</p> | |
| <p>本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する「国土強靱化基本法」に基づき、国が定める「国土強靱化基本計画」及び「長野県強靱化計画」との調和を保ちながら、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を備えた、真に災害に強いまちをつくるため策定しています。</p> | |
| <p>■ 総合目標・サブタイトル</p> | |
| <p style="text-align: center;">みんなで高める地域防災力・守ろう命 ～あらゆる災害から最悪の事態を避けられる上田市を目指して～</p> | |
| <p>■ 基本目標</p> | |
| <ol style="list-style-type: none"> ① 人命の保護が最大限図られること ② 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること ③ 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること ④ 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること ⑤ 流通・経済活動の停滞を最小限にすること ⑥ 二次的な被害を発生させないこと ⑦ 被災した方々の日常生活を迅速に戻すこと | |
| <p>■ 簡略版</p> | |
| <div style="text-align: right; font-size: small;">令和3年12月 上田市作成</div> <div style="text-align: center;"> <h4>上田市国土強靱化地域計画（簡略版）</h4> <p>【市民の皆様へ】 この計画は、多発する大災害（右側）を教訓に、大災害時に命を守り、致命的な被害を防げるよう、平時からの備えをまとめたもので、すべての方々の取組や協力によって、地域の防災力を高め、命を守ろうとするものです（総合目標）。 皆様には、特に住民・自治会の備えに注目していただき、いざという時に命を守り、被害を最小限に食い止める行動の準備をお願いします。</p> <p>【起こりそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大地震、大洪水で建物が崩れる 大火災が発生 川の大氾濫、住宅が浸水 土石流、がけ崩れが発生 避難や災害の情報が伝わらない 食料、水、電気、燃料が不足 迅速な救助ができない 避難生活の環境が悪い 停電で情報発信ができない 高速道路や鉄道が寸断 <p>【備えておくこと】</p> <p style="text-align: center;">住民・自治会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅の強度を診断 ・ 家具の固定 ・ 危険箇所には近づかない ・ 防火・救急講習へ参加 ・ 災害ハザードマップの確認 ・ 非常持ち出し袋の準備 ・ ボランティア活動への理解 ・ 地区の危険を知り、避難に備える(地区防災マップ) ・ 防災訓練や出前講座に参加 ・ 自主防災組織への参画 ・ 災害情報の取り方を知る ・ 水や燃料の備蓄 ・ 助け合い避難（住民支え合いマップ） <p style="text-align: center;">民間事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震や洪水に耐えうる公共交通施設の整備 ・ 交通事業者の危険回避、影響を減らす対策 ・ 情報通信事業者の停電対策、通信網の強化 ・ 臨時放送やきめ細かい災害情報の提供 ・ ライフライン（電気、ガス、水道）の停電対策、耐震化、臨時供給の準備 ・ 医師、看護師の確保 ・ 緊急医療体制の維持、充実 ・ 業務継続計画の策定 ・ 災害時に必要な物資調達への協力 <p style="text-align: center;">行政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団への応援 ・ 森林、里山の公益的機能の確保 ・ 川への流出量を減らす(流域治水) ・ 古くなった公共建物、橋の耐震化 ・ 河川、水路の整備や流木、土砂災害対策の推進 ・ 幹線道路の整備や無電柱化 ・ 避難者支援物資の備蓄、マンホールトイレの設置 ・ ボランティアの受け入れ体制強化 ・ 消防、警察機能の強化、資機材の充実 ・ 災害ハザードマップの更新と市民への提供 ・ タイムライン(事前防災行動計画)による備え ・ 雨量や洪水、避難情報をリアルに確実に提供 ・ 危険箇所の事前通行規制 <p style="text-align: center;">みんなで高める地域防災力・守ろう命 ～あらゆる災害から最悪の事態を避けられる上田市を目指して～</p> <p>【災害を忘れない！】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2011 3月 東日本大震災 2011 3月 長野県北部地震 2014 2月 長野県の大雪 2014 6月 梨子沢土石流災害 2014 9月 御嶽山噴火 2014 11月 神城断層地震 2015 9月 関東・東北豪雨 2016 4月 熊本地震 2018 1・2月 北陸地方の大雪 2018 7月 西日本豪雨 2019 10月 東日本台風 <p style="text-align: right;">Ueda City 上田市</p> </div> | |

④国土利用計画 第二次上田市計画

| | | | | | |
|---|---------|--------|------|--------|--------|
| ■策定年月 | 平成28年3月 | | | | |
| ■計画の目的 | | | | | |
| 本計画は、国土利用計画法第2条に示された国土の基本理念に即して、公共の福祉を優先し、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを目的として、本市の区域における土地利用に関し、必要な事項を定めたものです。 | | | | | |
| ■土地の利用区分ごとの規模の目標 | | | | | |
| ○目標年次：令和7年（2025年） | | | | | |
| ○基準年次：平成25年（2013年） | | | | | |
| ○目標年次における人口：146,000人以上 | | | | | |
| ○地用区分ごとの規模の目標：下表のとおり | | | | | |
| ■目標年次における規模の目標 | | | | | |
| （単位：ha） | | | | | |
| | 基準年次 | 目標年次 | 増減 | 構成比 | |
| | 平成25年 | 平成37年 | | 平成25年 | 平成37年 |
| 農地 | 5,530 | 5,390 | △140 | 10.0% | 9.8% |
| 森林 | 39,055 | 39,030 | △25 | 70.8% | 70.7% |
| 原野等 | 81 | 81 | 0 | 0.1% | 0.1% |
| 原野 | 5 | 5 | 0 | 0.0% | 0.0% |
| 採草放牧地 | 76 | 76 | 0 | 0.1% | 0.1% |
| 水面・河川・水路 | 1,141 | 1,141 | 0 | 2.1% | 2.1% |
| 道路 | 1,680 | 1,716 | 36 | 3.0% | 3.1% |
| 宅地 | 3,579 | 3,641 | 62 | 6.5% | 6.6% |
| 住宅地 | 2,290 | 2,340 | 50 | 4.1% | 4.2% |
| 工業用地 | 231 | 222 | △9 | 0.4% | 0.4% |
| その他の宅地 | 1,058 | 1,079 | 21 | 1.9% | 2.0% |
| その他 | 4,134 | 4,205 | 71 | 7.5% | 7.6% |
| 合計 | 55,200 | 55,204 | 4 | 100.0% | 100.0% |
| 市街地 | 1,463 | — | — | 2.7% | — |

国土地理院では、計測の基礎となる地図を電子国土基本図に切り替えたため、平成25年面積調で公表していた上田市面積は552.00km²から552.04km²になった。
市街地は国勢調査における人口集中地区面積である。

⑤上田市緑の基本計画

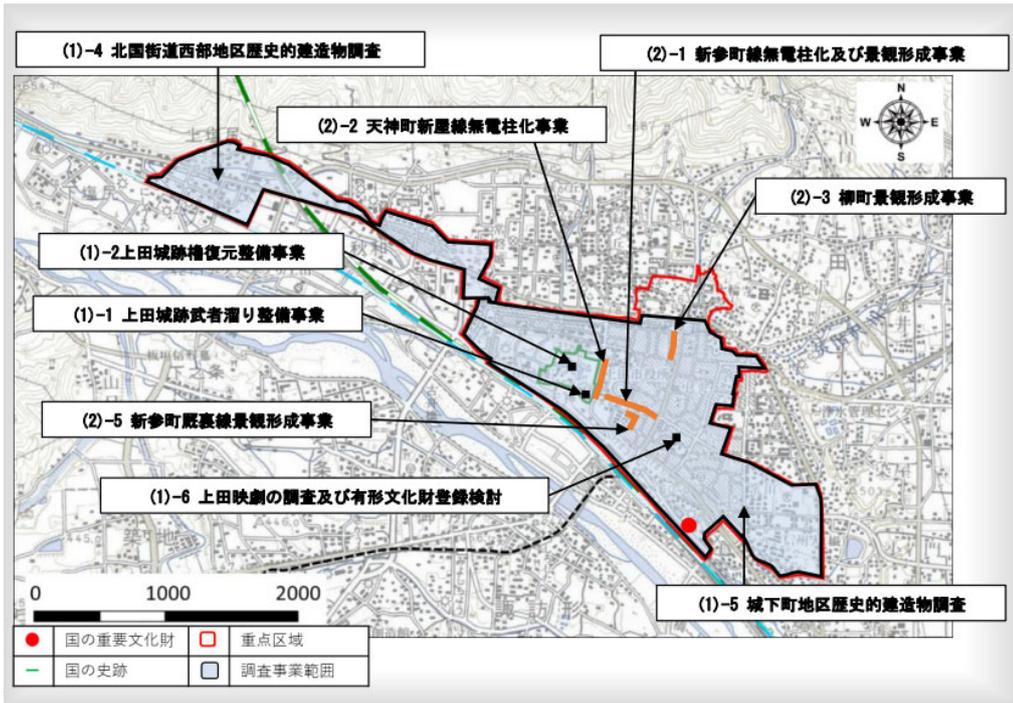
| ■策定年月 | 平成31年3月（改定） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|-------------|--|--------------------|--|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|-------|-------------|----------|-------------|-----------|-------------|--|---------------------|--|-------------|----------------|-------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|--|--------------------|--|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------------|
| ■計画の目的 | 本計画は、都市緑地法第4条『市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画』に基づき策定をしており、旧計画は、旧上田市と旧丸子町でそれぞれ平成11年度に策定しましたが、平成30年度に目標年次を迎えたため、改定を行っています。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■計画期間 | 2019年（平成31年）から2030年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■施策体系別の方針 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; background-color: #4CAF50; color: white; padding: 10px; font-weight: bold; font-size: 1.2em; margin-right: 10px;"> 「緑の将来像」 「緑」 の恵み豊かな健幸都市上田 </div> <div style="flex-grow: 1;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr style="background-color: #f44336; color: white;"> <th colspan="2">基本方針1 上田の誇り</th> </tr> <tr style="background-color: #f44336; color: white;"> <th colspan="2">歴史と自然に恵まれた緑を引き継ぎます</th> </tr> <tr> <td style="background-color: #f44336; color: white; text-align: center;">基本方針 1-1</td> <td style="background-color: #f44336; color: white;">本市が誇る緑の保全</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f44336; color: white; text-align: center;">基本方針 1-2</td> <td style="background-color: #f44336; color: white;">森林・田園の緑の保全</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f44336; color: white; text-align: center;">基本方針 1-3</td> <td style="background-color: #f44336; color: white;">水辺の保全</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f44336; color: white; text-align: center;">基本方針 1-4</td> <td style="background-color: #f44336; color: white;">生物多様性の保全</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f44336; color: white; text-align: center;">基本方針 1-5</td> <td style="background-color: #f44336; color: white;">歴史ある樹木の保全</td> </tr> <tr style="background-color: #4CAF50; color: white;"> <th colspan="2">基本方針2 魅力の向上</th> </tr> <tr style="background-color: #4CAF50; color: white;"> <th colspan="2">緑の魅力を高めてまちづくりに活かします</th> </tr> <tr> <td style="background-color: #4CAF50; color: white; text-align: center;">基本方針 2-1</td> <td style="background-color: #4CAF50; color: white;">緑を活かしたまちづくりの促進</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4CAF50; color: white; text-align: center;">基本方針 2-2</td> <td style="background-color: #4CAF50; color: white;">都市公園等の整備・再編</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4CAF50; color: white; text-align: center;">基本方針 2-3</td> <td style="background-color: #4CAF50; color: white;">新たな手法による公園・緑地の確保・活用</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4CAF50; color: white; text-align: center;">基本方針 2-4</td> <td style="background-color: #4CAF50; color: white;">公共・公益施設の緑化</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4CAF50; color: white; text-align: center;">基本方針 2-5</td> <td style="background-color: #4CAF50; color: white;">工場・事業所等の緑化</td> </tr> <tr style="background-color: #2196F3; color: white;"> <th colspan="2">基本方針3 緑と健幸</th> </tr> <tr style="background-color: #2196F3; color: white;"> <th colspan="2">多様な協働を通じて緑と健幸を育みます</th> </tr> <tr> <td style="background-color: #2196F3; color: white; text-align: center;">基本方針 3-1</td> <td style="background-color: #2196F3; color: white;">緑による健幸づくり</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #2196F3; color: white; text-align: center;">基本方針 3-2</td> <td style="background-color: #2196F3; color: white;">協働による緑化活動</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #2196F3; color: white; text-align: center;">基本方針 3-3</td> <td style="background-color: #2196F3; color: white;">協働による緑の管理・運営・経営</td> </tr> </table> </div> </div> | 基本方針1 上田の誇り | | 歴史と自然に恵まれた緑を引き継ぎます | | 基本方針 1-1 | 本市が誇る緑の保全 | 基本方針 1-2 | 森林・田園の緑の保全 | 基本方針 1-3 | 水辺の保全 | 基本方針 1-4 | 生物多様性の保全 | 基本方針 1-5 | 歴史ある樹木の保全 | 基本方針2 魅力の向上 | | 緑の魅力を高めてまちづくりに活かします | | 基本方針 2-1 | 緑を活かしたまちづくりの促進 | 基本方針 2-2 | 都市公園等の整備・再編 | 基本方針 2-3 | 新たな手法による公園・緑地の確保・活用 | 基本方針 2-4 | 公共・公益施設の緑化 | 基本方針 2-5 | 工場・事業所等の緑化 | 基本方針3 緑と健幸 | | 多様な協働を通じて緑と健幸を育みます | | 基本方針 3-1 | 緑による健幸づくり | 基本方針 3-2 | 協働による緑化活動 | 基本方針 3-3 | 協働による緑の管理・運営・経営 |
| 基本方針1 上田の誇り | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歴史と自然に恵まれた緑を引き継ぎます | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針 1-1 | 本市が誇る緑の保全 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針 1-2 | 森林・田園の緑の保全 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針 1-3 | 水辺の保全 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針 1-4 | 生物多様性の保全 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針 1-5 | 歴史ある樹木の保全 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針2 魅力の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緑の魅力を高めてまちづくりに活かします | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針 2-1 | 緑を活かしたまちづくりの促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針 2-2 | 都市公園等の整備・再編 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針 2-3 | 新たな手法による公園・緑地の確保・活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針 2-4 | 公共・公益施設の緑化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針 2-5 | 工場・事業所等の緑化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針3 緑と健幸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多様な協働を通じて緑と健幸を育みます | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針 3-1 | 緑による健幸づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針 3-2 | 協働による緑化活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針 3-3 | 協働による緑の管理・運営・経営 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

⑥上田市景観計画

| | |
|---|--------------------------|
| <p>■策定年月</p> | <p>平成24年12月</p> |
| <p>■計画の目的</p> | |
| <p>本計画は、各地域の美しい自然や、歴史と文化が生きる魅力ある景観づくりをより効果的に進めていくため、景観法に基づかない自主条例であった上田市景観条例を改正し、景観法に基づく「上田市景観計画」を策定しています。</p> | |
| <p>■基本目標・基本方針</p> | |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>水 基本方針2 水辺が近くに感じられる風景を育みます</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>眺 基本方針4 美しい眺めを守ります</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 20px 0;"> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>基本目標1 豊かな緑がまちを包み込む うおいのある景観づくり</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>基本目標2 歴史と文化の薫り高い 風格ある景観づくり</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>緑 基本方針1 緑映える暮らしの舞台を育みます</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>歴 基本方針3 歴史と文化を生かした風格あるまちを育みます</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 20px 0;"> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>基本目標3 人の息づかいと活気が感じられる 景観づくり</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>基本目標4 身近な場所からみんなで取り組む 景観づくり</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>街 基本方針5 魅力的なまちなかの景観をつくります</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>協 基本方針7 協働作業で愛着のある景観を育みます</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 20px;"> <div style="width: 45%;"> <p>個 基本方針6 地域ならではの個性を伸ばします</p> </div> </div> | |
| <p>■景観形成方針</p> | |
| | |
| <p>[図・景観の種類・構造]</p> | <p>[図・行為の制限に関する地域区分]</p> |

⑦上田市歴史的風致維持向上計画

| | |
|---------------------------|--|
| ■ 策定年月 | 令和5年2月 |
| ■ 計画の目的 | 本計画は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号）に基づき、歴史的なまちなみと一体となって、風情、情緒、たまたまいのある良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承していくための計画です。 |
| ■ 計画期間 | 令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までの10年間 |
| ■ 歴史的風致の維持及び向上に寄与する施設等の整備 | |



〔図・重点区域「城下町・北国街道西部区域」〕

| ● 重点区域における事業 | |
|--------------|---|
| (1)-1 | 上田城跡武者溜り整備事業 上田城跡に「武者溜り(青袴)」を整備するため、整備予定場所に立地している「旧市民会館(茶色点線)」を解体し、石垣や塼、土塁の整備を行う。 |
| (1)-2 | 上田城跡櫓復元整備事業 上田城跡本丸(東袴)の隅櫓4棟および土塼、西虎口櫓門の復元的整備の実現に向け、調査研究を進める。 |
| (1)-4 | 北国街道西部地区 歴史的建造物調査 歴史文化基本構想策定時の調査を基に北国街道西部地区の歴史的建造物の詳細調査を行う。大学研究者の協力を得て歴史的・文化的特徴を明らかにするとともに、建築士、市民団体等の地元関係者の意見を聞きながら保存・活用の方策を検討する。 |
| (1)-5 | 城下町地区 歴史的建造物調査 歴史文化基本構想策定時の調査を基に北国街道西部地区の歴史的建造物の詳細調査を行う。大学研究者の協力を得て歴史的・文化的特徴を明らかにするとともに、建築士、市民団体等の地元関係者の意見を聞きながら保存・活用の方策を検討する。 |
| (1)-6 | 上田映画の調査及び有形文化財登録検討 上田映画の建造物調査を行い、登録有形文化財への登録申請を検討する。 |
| (2)-1 | 新参町線無電柱化及び景観形成事業 市街地から上田城跡公園へつながる新参町線(約480m)の無電柱化及び、歩道美装化を行うとともに、隣接箇所の広場整備を行う。 |
| (2)-2 | 天神町新屋線無電柱化事業 上田城二の丸虎口跡の東側を走る天神町新屋線を無電柱化(約250m)することにより、防災対策と城跡周辺の景観保全を図る。 |
| (2)-3 | 柳町景観形成事業 北国街道の趣を残す柳町地区の景観整備(景観水路の美装化等)を行う。 |
| (2)-5 | 新参町既設線景観形成事業 市指定文化財「上田藩主邸表門及び土塼・土塁」周辺の景観整備を行う。 |

〔図・重点区域における事業〕

| ● 上田市の歴史的風致の維持向上に資する事業【市全域】 | |
|-----------------------------|---|
| (1)-3 | 指定文化財等防災設備設置推進事業 建造物を中心とした重要文化財及び県・市指定文化財に対する防災設備設置を推進し、補助を行う。 |
| (1)-7 | 重要文化財等修復補助事業 重要文化財及び県・市指定文化財の保護を推進し、修復等の経費に対し補助を行う。 |
| (2)-4 | 空き家情報バンク事業 空き家・古民家を含む「空き家」の情報提供、利用者と所有者とのマッチングを行う。 |
| (3)-1 | 無形民俗文化財後継者育成補助事業 市指定無形民俗文化財等の保存団体へ後継者育成のための補助を行う。 |
| (3)-2 | 活力あるまちづくり支援金事業 地域の歴史文化などの魅力を高め、活力を生み出す活動に支援金を交付し、地域活性化とまちづくりの推進を図る。市内全域や建設の地域で実施される事業、活動を対象とする。 |
| (3)-3 | ふるさと上田先人顕彰事業 上田市ゆかりの先人を「はるる」等の展示によって紹介する。上小教育会館での常設展示とともに市内巡回展示を企画する。 |
| (3)-4 | 住民自治組織によるまちづくり 自主的・自立的に地域の課題解決・活性化に取り組む「住民自治組織」に交付金を交付し、歴史調査や伝統行事の伝承といった地域の特色を活かしたまちづくりの推進を図る。 |
| (3)-5 | 地域学習推進事業 文化財や歴史的建造物の理解を深めるため、出前講座、シンポジウムなどの市民の学びの機会を提供する。 |
| (4)-1 | 文化財de文化祭 市内の文化財を舞台に音楽演奏会等を行う。 |
| (4)-2 | 景観ウォッチング 地域に残る歴史的建造物や特色あるまちの景観を歩いて巡り、地域の魅力を再認識するイベントを開催する。 |
| (4)-3 | 「観光地・上田」の誘客促進事業 〔一社〕信州上田観光協会を中心に官民が連携し、歴史的建造物や町並み景観を活かした観光ツアーの造成、各種イベントを行う。 |
| (4)-4 | 日本遺産推進事業 地域住民や文通・観光関連事業者が連携し、日本遺産のストーリーを活用した特産品等の魅力発信、名所・文化財を巡るツアー造成、関連イベントを実施する。また、ストーリーを構成する文化財等の保存活用を図る。 |

〔図・上田市の歴史的風致の維持向上に資する事業〕

⑧上田市歴史文化基本構想

| | |
|--|---------------------------|
| <p>■策定年月</p> | <p>平成31年3月</p> |
| <p>■計画の目的</p> | |
| <p>本構想は、市内の文化財を周辺の歴史的環境まで含めて、総合的に保存・活用していくためのマスタープランとなるもので、文化庁が認定を進めている「日本遺産」認定申請に向けた基礎資料になるとともに、今後の上田市の文化財保護行政の指針となるものです。</p> | |
| <p>■基本目標</p> | |
| <p>「市民と産・学・官の連携・協働により、歴史や文化・風土を学び、継承し、磨き上げていくことにより、地域ごとあるいは上田市全体の魅力の向上に役立てること」</p> | |
| <p>■基本方針</p> | |
| <p>(1) 文化財調査と指定の推進 ① 調査・研究の推進 ② 調査・研究成果のアーカイブ機能の充実 ③ 文化財指定等の推進</p> <p>(2) 文化財の保存と活用の推進 ① 防災・防犯 ② 情報発信 ③ 整備事業の推進と見学公開の提供 ④ 博物館機能の充実 ⑤ 地域内分権を活用した文化財の保存・活用 ⑥ 観光資源としての活用</p> <p>(3) 文化財と周辺環境の一体的な保全</p> <p>(4) 歴史文化の学習と人材・後継者の育成 ① 公民館活動等における地域学習の推進 ② 有形文化財保護における守り手の育成 ③ 無形文化財伝承における後継者育成</p> <p>(5) 文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針 ① 行政の連携体制 ② 市民、研究会、大学等との連携（文化財保護を担う地域活動組織づくり） ③ 文化財保護指導委員の配置</p> | |
| <p>■基本方針</p> | |
| | |
| <p>[図・信濃国分寺と仏教文化財分布]</p> | <p>[図・真田氏の活躍と城郭文化財分布]</p> |

⑨上田市公共施設マネジメント基本方針

| | |
|-----------------|---|
| ■策定年月 | 令和4年11月改訂 |
| ■計画の目的 | 本計画は、公共施設を取り巻く現状と課題を踏まえ、施設の維持管理の基本的な考え方や取組の方向性を定めたもので、財政負担の平準化や縮減、市民の共有財産である公共施設を適切な維持管理し、必要なサービスの提供を将来にわたり継続していくことを目的として策定されました。 |
| ■目標年次 | 平成28年度から令和7年度までの10年間 |
| ■公共施設マネジメント基本方針 | <p>【公共施設5原則】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設のあり方を見直し総量の縮減を目指します 2 公共施設を適切に維持管理し耐用年数まで大切に使います 3 公共施設を整備する際は統廃合などを検討します 4 公共施設の集約化とネットワーク化によりコンパクトシティを推進します 5 公共施設マネジメントに市民の理解と協力のもとで取り組みます <p>【インフラ3原則】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 インフラを適切に維持管理し耐震化と長寿命化に努めます 2 インフラを更新する際は可能な限りダウンサイジングを目指します 3 インフラを含む公共施設マネジメントに市民の理解と協力のもとで取り組みます |
| ■公共施設5原則 | <p>The diagram illustrates the five principles of public facility management. Each principle is represented by a colored box with specific actions:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 公共施設のあり方を見直し総量の縮減を目指します: Includes 'あり方の見直し' (Review of existence) and '関係団体や民間事業者等への施設の譲渡を検討' (Consider transfer to related organizations/private businesses). It also mentions '施設の廃止や利活用を検討' (Consider abolition or utilization) and '経費節減 収入確保' (Cost reduction, income assurance). 2 公共施設を適切に維持管理し耐用年数まで大切に使います: Includes '適切な維持管理と点検・診断に基づく予防保全' (Proactive maintenance based on inspection/diagnosis), '費用対効果を検討' (Consider cost-effectiveness), '耐震化・長寿命化' (Seismic reinforcement, long-life), 'バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化・脱炭素化' (Barrier-free, universal design, decarbonization), and '民間活力の導入(民間委託、指定管理者制度、民営化など)' (Introduction of private vitality). 3 公共施設を整備する際は統廃合などを検討します: Includes '新たな施設を建設する際はそこに他施設の統廃合を検討' (Consider consolidation when building new facilities), '既存施設を更新する際は他施設の統廃合のほか 従前よりも延床面積を縮減しつつ整備' (When updating existing facilities, reduce floor area while improving), '整備の実施にあたってはユニバーサルデザイン化・脱炭素化を推進' (Promote universal design and decarbonization), and '民間活力の導入(民間施設との複合化、PFIの検討など)' (Introduction of private vitality). 4 公共施設の集約化とネットワーク化によりコンパクトシティを推進します: Includes '小さな拠点の創出とネットワークによる連携、広域連携、他の施策との連携' (Creation of small hubs and cooperation through networks). 5 公共施設マネジメントに市民の理解と協力のもとで取り組みます: (Implementation with citizen understanding and cooperation). <p>A vertical blue bar on the right side of the diagram states: 必要サービスの提供を継続 (Continuation of necessary services).</p> |

⑩上田市水道ビジョン

| | | |
|--|------------------------------------|-------------------------|
| ■策定年月 | | 平成31年3月 |
| ■計画の目的 | | |
| <p>本計画は、今後の水道事業のあるべき将来像と目標の設定を行い、その達成に向けた具体的施策を推進していくため策定された計画で、今後は、このビジョンによる計画を着実に実行することにより、安全で安心な水道水を将来にわたって安定的に供給し、「さらなる市民の皆様に信頼される水道」の構築を目指していくとしています。</p> | | |
| ■目標年次 | | |
| 2019年（平成31年）4月から2029年（令和11年）3月までの10年間 | | |
| ■基本理念 | | |
| <p style="text-align: center;">うえだの水、みんなの水 安全と安心、持続可能な水道をいつまでも</p> | | |
| ■基本方針・施策目標・実現施策 | | |
| 基本方針 | 施策目標 | 実現施策 |
| 安全な 水の供給 | 1 良質な水源の 確保と維持 | 1-1 良質で経済的な地下水源の運用拡大 |
| | | 1-2 水道水源の保全 |
| | 2 水道水の安全性の さらなる向上 | 2-1 クリプトスポリジウム等への対策の徹底 |
| | | 2-2 水道水質管理体制の強化 |
| | | 2-3 給配水施設での水質劣化防止 |
| | | |
| 災害に強い 強靱な 施設づくり | 3 災害時にも 水道水の供給が 可能な施設づくり | 3-1 水道施設及び管路の計画的な更新と耐震化 |
| | | 3-2 安定的な送配水システムの構築 |
| | 4 災害時の 迅速な復旧体制と 応急給水体制の構築 | 4-1 被災水道施設の迅速な復旧体制の構築 |
| | | 4-2 緊急時の応急給水体制の整備 |
| 安定した 事業経営の 持続 | 5 企業経営意識による 健全経営の維持 | 5-1 水道水供給にかかる経費の削減 |
| | | 5-2 戦略的かつ効率的な投資 |
| | | 5-3 事業運営状況の把握と改善 |
| | 6 業務体制の 強化と効率化 | 6-1 技術継承による将来の人材育成 |
| | | 6-2 ITやAI等の活用による業務の効率化 |
| | | 6-3 民間活力の導入の検討 |
| | 7 親しみがあり 信頼される 水道事業づくり | 7-1 利用者ニーズの把握によるサービス向上 |
| | | 7-2 効果的な広報活動の実施 |
| | 8 環境にやさしい 水道事業の構築 | 8 水道事業による環境負荷の低減 |
| 9 他事業体との 広域的連携 | 9 広域的連携による事業基盤の強化 | |

⑪上田市下水道ビジョン

| | |
|--------|--|
| ■策定年月 | 平成31年3月 |
| ■計画の目的 | 本計画は、上田市の下水道行政における現状と将来に向けた課題を客観的かつ的確に捉え、さらに社会情勢の変化や将来を見通した上で、下水道の役割を達成するための長期的な将来像と中期的な達成目標を定めるものです。 |
| ■目標年次 | 平成31年度（2019年度）を初年度として、計画期間10年間、計画目標年度を2028年度 |
| ■基本理念 | 安全・安心で持続可能な下水道を創り、地球にやさしい水のリサイクル |
| ■基本目標 | <p>① アセットマネジメント 「管理・運営」の時代に適した、人・モノ・カネが一体となった事業管理体制を確立します。</p> <p>② 危機管理の確立 適切な被害想定に基づく防災・減災を推進するという考え方の下、ハード・ソフト対策を組み合わせた非常時の危機管理を確立します。</p> <p>③ 健全な水循環 公共下水道施設においては、人口減少や節水型機器の普及により汚水量が減少し、処理能力に余裕があるため、農業集落排水施設と統合し余裕能力の活用を図り、農業集落排水施設を減らすことで、効率的な施設運営を図ります。</p> <p>④ 水・資源・エネルギーの集約・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・改築更新時における省エネ・高効率の機器の積極的な導入を進めます。 ・汚泥消化施設の増設によるバイオマスエネルギーの有効活用について研究を行います。 ・未利用エネルギー（下水熱）の有効活用の可能性について、ポテンシャルマップ等を活用し情報提供を図ります。 </p> <p>⑤ 下水道の見える化・新たな事業展開の模索 市民1人1人にとって、下水道が「自分ゴト化」された社会を実現するとともに、下水道ブランドの確立と下水道事業の向上・活性化・多様化を目指します。</p> |

⑫上田市空家等対策計画

| | | | |
|--|--------------|-------------------------------|---|
| ■策定年月 | | 令和2年5月 | |
| ■計画の目的 | | | |
| 本計画は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めたもので、空家対策を効果的かつ効率的に推進するために、本市の地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するために策定されたものです。 | | | |
| ■目標年次 | | | |
| 令和7(2025)年までの8年間 | | | |
| ■空家等対策の目標 | | | |
| (1) 市民の安全・安心な快適環境のまちづくり (2) 災害に強いまちづくり (3) 移住・定住促進による活気あるまちづくり (4) 防犯意識の高揚と高齢者等が住みよいまちづくり (5) 関係機関との連携・協力した体制づくり | | | |
| ■実施方針と具体的施策 | | | |
| | 方針 | 運用中の施策と今後検討される事業 | 内容 |
| (1) | 空家化の予防・発生の抑制 | ① 不法投棄対策 | 不法投棄の原因地とならないよう、所有者(管理者)に通知等で指導を行う。 |
| | | ② 上田市空家等対策推進事業(※) | 空家等の解体・利活用に必要な費用に対する補助の検討 |
| | | ③ 移住相談会 | 東京・大阪・名古屋など移住を検討している方がいる都市部を中心に仕事、住まい、子育て環境などについて相談を受けることで、移住定住を推進する。 |
| | | ④ 空き家バンク制度 | 空き家の売買、賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者に対し提供する。 |
| | | ⑤ 木造住宅の耐震診断と耐震補強(新築)工事に係る補助 | S56.5月以前の木造建築物に対する耐震診断と診断結果により耐震性の低い住宅における耐震補強(新築)工事に対して、対象工事費の2分の1(上限100万円)を補助する。 |
| | | ⑥ 木造以外の住宅(等)の耐震診断補助事業 | S56.5月以前の木造以外の建築物に対する耐震診断に対する補助 |
| | | ⑦ 長期優良住宅等の建設促進 | 優良な住宅ストックを増やすための啓発 |
| | | ⑧ 土地境界問題・登記法律・不動産鑑定相談会 | 毎月1回、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士による無料相談会の開催(予約不要) |
| | | ⑨ 道路状況等調査 | 都市計画区域内の道路調査(未調査箇所)を実施し、各敷地の建築条件の相談に迅速に対応できるように道路図の整備を図る。また、地域要望等により、当該敷地の資産価値向上のための調査検討を行う。 |
| | | ⑩ 上田市内全域の全建物調査(※) | 市内に存在する全ての建築物に対する(全棟)調査の実施の検討 |
| | | | 都市のスポンジ化対策事業(※) |
| (2) | 空家等の適正管理の促進 | ① 空家等所有者特定 | ・28上田市空家等実態調査により所有者が特定できなかった276棟について、権利者及び住所を特定させる。 ・所有者の死亡等により所有権を有する者や所在が不明な場合、相続人調査を実施し権利者及び住所を特定させる。 |
| | | ② 敷地等の適正管理に関すること | 不良状態の敷地調査、所有者(管理者)への通知 |
| (3) | 空家等の利活用の促進 | ① 上田市空家等対策推進事業(※) | 空家等の解体・利活用に必要な費用に対する補助の検討 |
| | | ② 移住相談会 | 東京・大阪・名古屋など移住を検討している方がいる都市部を中心に仕事、住まい、子育て環境などについて相談を受けることで、移住定住を推進する。 |
| | | ③ 空き家バンク制度 | 空き家の売買、賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者に対し提供する。 |
| (4) | 管理不全な空家等の解消 | ① 上田市空家等対策推進事業(※) | 空家等の解体・利活用に必要な費用に対する補助の検討 |
| | | ② 特定空家等候補の調査 | 立入調査を実施し、上田市空家対策等協議会の意見聴取の上、特定空家等の認定をする。 |
| | | ③ 「家事事件手続法等」国の制度を利用した空家等対策の検討 | 所有者や相続人を特定することができない場合の対応策の検討。近江八幡市では、市が土地と建物の所有権移転の橋渡しをした事例もある。 |
| (5) | 跡地の利活用の促進 | ① 跡地の有効活用(※) | 公共の利用に供することも含め、官民の連携の取れた跡地の有効利用の検討 |
| | | ② 立地適正化計画の活用(※) | 立地適正化計画及び都市再生特別措置法等の活用による跡地の利活用の促進の検討 |
| (6) | 推進体制の強化 | ① 空家等実態状況の情報共有(庁内) | 今後、空家等の情報を共有し、課題を超えた横断的な対応をとれるような推進体制の強化を図る。 |
| | | ② 外部機関等との連携と情報提供 | 民間管理サービスや行政関係機関等との連携をとり、安全喚起のための情報提供を行う。 |
| | | ③ 地域等の実情に応じた対応の検討 | 自治会、自治会連合会、住民自治組織、地域協議会等との連携をとり、適正な管理の推進と管理不全の防止策の検討を行う。 |

※今後検討される事業

⑬上田市地域防災計画

| | | | |
|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| <p>■策定年月</p> | <p>令和4年3月（一部修正）</p> | | |
| <p>■計画の目的</p> | | | |
| <p>本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、上田市防災会議が、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定しています。風水害編、震災編、火山災害対策編、原子力対策編、その他災害対策、資料編からなっています。</p> | | | |
| <p>■災害予防計画（基本方針）</p> | | | |
| <p>【風水害編】</p> | | | |
| <p>市は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強いまちづくりを行うものとする。また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> | | | |
| <p>【震災編】</p> | | | |
| <p>市内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行うものとする。また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。</p> | | | |
| <p>【火山災害対策編】</p> | | | |
| <p>市は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行うものとする。</p> | | | |
| <p>【原子力対策編】</p> | | | |
| <p>県からの原子力災害に関する情報収集、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。</p> | | | |
| <p>【その他災害対策】</p> | | | |
| <p>豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。</p> | | | |
| <p>■地震被害想定</p> | | | |
| <p>糸魚川-静岡構造線断層帯(全体)</p> | <p>糸魚川-静岡構造線断層帯(北側)</p> | <p>糸魚川-静岡構造線断層帯(全体)</p> | <p>糸魚川-静岡構造線断層帯(北側)</p> |
| | | | |
| <p>[図・震源ごとの計測震度]</p> | | <p>[図・震源ごとの液状危険度]</p> | |

⑭上田市中心市街地活性化基本計画

| | |
|---------------|---|
| ■策定年月 | 平成30年11月(変更) |
| ■計画の目的 | 本計画は、平成27年度より継続的に各種事業の展開を図り、中心商店街等事業の主体的取り組みを促進しながら、上田駅を中心とする中心市街地の活性化を図ってきましたが、第2期認定計画は、令和2年3月31日をもって終了しています。 |
| ■計画期間 | 平成27年から令和2年までの5年間 |
| ■中心市街地活性化のテーマ | 「400年の歴史を超えた城下町ルネッサンス」 ～ALL UEDA で中心市街地の価値を共有し活性化を図る～ |
| ■中心市街地活性化の目標 | <p>目標1 居住満足度の高い安全・安心な中心市街地の形成を進める。(生活快適都市) 「中心市街地の居住人口」</p> <p>目標2 市民、事業者等が連携した活動により地域活力の向上を図る。(域内交流) 「中心市街地の歩行者通行量」</p> <p>目標3 地域経済の活性化 (域外交流) 「中心商店街の空き店舗数」</p> |

■主な事業位置

市街地の整備改善のための事業

- ① 地下鉄平路道路整備事業
- ② 上田駅前島路道路整備事業
- ③ 公園サイン整備事業
- ④ 新参町線電柱化事業
- ⑤ 観光交流センター(まちの駅)設置運営事業
- ⑥ 上田城跡公園北駐車場整備事業
- ⑦ 新たな環境整備事業(柳町銀座町地区)
- ⑧ 上田城跡公園北
- ⑨ 第二中学校改築事業
- ⑩ 第二中学校改築事業
- ⑪ 上田城跡公園駐車場整備事業

都市福祉施設を整備する事業

- ⑫ 上田城跡公園バリアフリー化事業
- ⑬ コミュニティ施設等整備事業(柳町商工業集会所)
- ⑭ サポートステーション運営事業
- ⑮ 子育て中の女性がいそいそと働くための環境整備事業
- ⑯ 上田市立博物館活用事業
- ⑰ 海野町ふれあいサロン(高齢者のふれあいの場)
- ⑱ 交流文化芸術センター運営事業
- ⑲ 空居館を活用した食のコミュニティスペース・人材育成事業
- ⑳ 池波正太郎真田太平記館事業
- ㉑ 上田城跡公園活用した商店街活性化事業

居住環境の向上のための事業等

- ㉒ 優良建築物等整備事業(原町一番街地区)
- ㉓ 歴史的街並み景観保全事業(柳町)
- ㉔ 街なか健幸ウオーク
- ㉕ 商店街あったかフォト選と商店街マップ活用
- ㉖ 信州上田街なかサロンde講座、まち歩き事業
- ㉗ 優良建築物等整備事業(海野町商店街地区)

新上田市中心市街地活性化基本計画 事業位置図(主なもの)

経済活力の向上のための事業

- ① コミュニティ施設等整備事業(柳町商工業集会所(再掲))
- ② まちなかレンタルサイクル事業
- ③ 中心市街地空き店舗活用助成事業
- ④ テナント出店支援事業
- ⑤ メディアとのタイアップ事業
- ⑥ 真田十勇士ミュージメント設置事業
- ⑦ 日本一の兵「真田幸丸」プロジェクトによる商店街活性化事業
- ⑧ 映画のまち、ロケ地ツアー事業
- ⑨ 上田城跡イルミネーション事業
- ⑩ 真田コンシェルジュ養成講座事業
- ⑪ 歴史的地名を保存・活用したまちづくり事業
- ⑫ 交通機関を活用した市街地観光誘客事業
- ⑬ 心の花美術館事業
- ⑭ 石舟の天王復活活用事業
- ⑮ NHK大河「真田丸」プロジェクト
- ⑯ 近代化産業遺産(雲都)巡り事業

一体的に推進する事業

- ⑰ 別所線再生支援事業
- ⑱ コミュニティバス運行事業
- ⑲ 北陸新幹線沿線都市交通連携事業
- ⑳ 理貨低減バス運行事業(実証運行)
- ㉑ 市街地新循環バス運行事業

(1) 駅前広場 (2) 駅前広場 (3) 海野六郎 (4) 海野六郎 (5) 海野六郎
(6) 海野六郎 (7) 海野六郎 (8) 海野六郎 (9) 海野六郎 (10) 海野六郎
(11) 海野六郎 (12) 海野六郎 (13) 海野六郎 (14) 海野六郎 (15) 海野六郎
(16) 海野六郎 (17) 海野六郎 (18) 海野六郎 (19) 海野六郎 (20) 海野六郎
(21) 海野六郎 (22) 海野六郎 (23) 海野六郎 (24) 海野六郎 (25) 海野六郎

⑮第3次上田市地域福祉計画

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------|---|----------|---|--|----------|---|---|----------|---|--|----------|--|
| ■策定年月 | 平成30年3月 | | | | | | | | | | | | |
| ■計画の目的 | | | | | | | | | | | | | |
| <p>本計画は、「地域福祉活動計画」とともに、国等の施策や第2次の計画策定以降に改正又は新たに制定された法律の方向性を計画策定の視点とし、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として位置づけ、市の地域福祉に関する基本的な方向とその実現に必要な施策を明らかにするものです。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| ■計画期間 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度を初年度とし、令和5年度までの6年間 | | | | | | | | | | | | | |
| ■施策の体系 | | | | | | | | | | | | | |
| <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><基本理念> 『ともに支え合い 健幸でいきいきと生活できる 安心の地域社会の実現』</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>施 策</p> </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>基本目標1 地域福祉を担う ひとづくり</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>➔</p> </td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民への情報提供の充実 2 担い手となる人材の発掘と育成 3 地域福祉の意識の醸成 4 募金・寄付等の取り組みの推進 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>基本目標2 支え合いを広げる 地域づくり</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>➔</p> </td> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉のネットワークづくり 2 連携と協働による地域づくり 3 地域活動への支援 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>基本目標3 地域福祉を推進する 体制づくり</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>➔</p> </td> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 分野横断的体制づくり 2 相談体制の充実 3 子ども・子育ての支援体制の充実 4 権利擁護を推進する体制づくり 5 新たな課題に対応した体制づくり </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>基本目標4 安心して暮らせる 地域づくり</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>➔</p> </td> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災、防犯体制とバリアフリー等を 整えた安全な地域づくり 2 支援を必要とする人が安心して暮ら せる地域づくり 3 健康で安心して暮らせる地域づくり </td> </tr> </table> | | <p>基本目標1 地域福祉を担う ひとづくり</p> | <p>➔</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 市民への情報提供の充実 2 担い手となる人材の発掘と育成 3 地域福祉の意識の醸成 4 募金・寄付等の取り組みの推進 | <p>基本目標2 支え合いを広げる 地域づくり</p> | <p>➔</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉のネットワークづくり 2 連携と協働による地域づくり 3 地域活動への支援 | <p>基本目標3 地域福祉を推進する 体制づくり</p> | <p>➔</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 分野横断的体制づくり 2 相談体制の充実 3 子ども・子育ての支援体制の充実 4 権利擁護を推進する体制づくり 5 新たな課題に対応した体制づくり | <p>基本目標4 安心して暮らせる 地域づくり</p> | <p>➔</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 防災、防犯体制とバリアフリー等を 整えた安全な地域づくり 2 支援を必要とする人が安心して暮ら せる地域づくり 3 健康で安心して暮らせる地域づくり |
| <p>基本目標1 地域福祉を担う ひとづくり</p> | <p>➔</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 市民への情報提供の充実 2 担い手となる人材の発掘と育成 3 地域福祉の意識の醸成 4 募金・寄付等の取り組みの推進 | | | | | | | | | | | |
| <p>基本目標2 支え合いを広げる 地域づくり</p> | <p>➔</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉のネットワークづくり 2 連携と協働による地域づくり 3 地域活動への支援 | | | | | | | | | | | |
| <p>基本目標3 地域福祉を推進する 体制づくり</p> | <p>➔</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 分野横断的体制づくり 2 相談体制の充実 3 子ども・子育ての支援体制の充実 4 権利擁護を推進する体制づくり 5 新たな課題に対応した体制づくり | | | | | | | | | | | |
| <p>基本目標4 安心して暮らせる 地域づくり</p> | <p>➔</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 防災、防犯体制とバリアフリー等を 整えた安全な地域づくり 2 支援を必要とする人が安心して暮ら せる地域づくり 3 健康で安心して暮らせる地域づくり | | | | | | | | | | | |

⑩第8期上田市高齢者福祉総合計画

| <p>■策定年月</p> | <p>令和3年4月</p> | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|------|-------|---|---|---|---|---|--|--|--|---|
| <p>■計画の目的</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>本計画は、介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、高齢者福祉及び介護保険事業に関する様々な施策を定めたものです。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>■計画期間</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>令和3年度を初年度とし、令和5年までの3カ年</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>■基本理念・基本目標・施策の体系</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">基本理念</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">基本目標</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">施策の体系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; text-align: center;"> <p>「ともに支え合い、高齢者が誰幸でいきいきと安心して生活できる地域共生社会の実現」</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>【各論第1章】 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進</p> <p>誰もが自分らしく、安心して住み慣れた地域で暮らせる社会の実現</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①自立支援、介護予防・重症化防止の推進 ②在宅医療・介護連携の推進 ③認知症施策の推進 ④権利擁護の推進 ⑤地域ケア会議の推進 ⑥日常生活を支援する体制の整備 ⑦高齢者の住まいの安定的な確保 ⑧災害や感染症対策に係る体制整備 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>【各論第2章】 高齢者福祉事業</p> <p>いきいきと活動し、健康長寿の喜びを実感できる社会の実現</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①生きがいづくり・社会参加の推進 ②高齢者支援・介護者支援の推進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>【各論第3章】 地域支援事業</p> <p>共に暮らし、共に助け合う社会の実現</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①サービス事業量及び費用の見込み ②介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ③包括的支援事業の推進 ④任意事業の推進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>【各論第4章】 介護保険事業</p> <p>安心してサービスが利用できるための適正・適切な介護保険運営</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①サービス事業量及び費用の見込み ②介護サービスの基盤整備 ③介護人材の確保並びに業務の効率化及び質の向上 ④介護サービスの信頼性の確保 ⑤負担軽減による低所得者のサービス利用促進 ⑥相談への対応 ⑦第1号被保険者の介護保険料 </td> </tr> </tbody> </table> | | 基本理念 | 基本目標 | 施策の体系 | <p>「ともに支え合い、高齢者が誰幸でいきいきと安心して生活できる地域共生社会の実現」</p> | <p>【各論第1章】 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進</p> <p>誰もが自分らしく、安心して住み慣れた地域で暮らせる社会の実現</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①自立支援、介護予防・重症化防止の推進 ②在宅医療・介護連携の推進 ③認知症施策の推進 ④権利擁護の推進 ⑤地域ケア会議の推進 ⑥日常生活を支援する体制の整備 ⑦高齢者の住まいの安定的な確保 ⑧災害や感染症対策に係る体制整備 | <p>【各論第2章】 高齢者福祉事業</p> <p>いきいきと活動し、健康長寿の喜びを実感できる社会の実現</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①生きがいづくり・社会参加の推進 ②高齢者支援・介護者支援の推進 | <p>【各論第3章】 地域支援事業</p> <p>共に暮らし、共に助け合う社会の実現</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①サービス事業量及び費用の見込み ②介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ③包括的支援事業の推進 ④任意事業の推進 | <p>【各論第4章】 介護保険事業</p> <p>安心してサービスが利用できるための適正・適切な介護保険運営</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①サービス事業量及び費用の見込み ②介護サービスの基盤整備 ③介護人材の確保並びに業務の効率化及び質の向上 ④介護サービスの信頼性の確保 ⑤負担軽減による低所得者のサービス利用促進 ⑥相談への対応 ⑦第1号被保険者の介護保険料 |
| 基本理念 | 基本目標 | 施策の体系 | | | | | | | | | | | |
| <p>「ともに支え合い、高齢者が誰幸でいきいきと安心して生活できる地域共生社会の実現」</p> | <p>【各論第1章】 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進</p> <p>誰もが自分らしく、安心して住み慣れた地域で暮らせる社会の実現</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①自立支援、介護予防・重症化防止の推進 ②在宅医療・介護連携の推進 ③認知症施策の推進 ④権利擁護の推進 ⑤地域ケア会議の推進 ⑥日常生活を支援する体制の整備 ⑦高齢者の住まいの安定的な確保 ⑧災害や感染症対策に係る体制整備 | | | | | | | | | | | |
| | <p>【各論第2章】 高齢者福祉事業</p> <p>いきいきと活動し、健康長寿の喜びを実感できる社会の実現</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①生きがいづくり・社会参加の推進 ②高齢者支援・介護者支援の推進 | | | | | | | | | | | |
| | <p>【各論第3章】 地域支援事業</p> <p>共に暮らし、共に助け合う社会の実現</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①サービス事業量及び費用の見込み ②介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ③包括的支援事業の推進 ④任意事業の推進 | | | | | | | | | | | |
| | <p>【各論第4章】 介護保険事業</p> <p>安心してサービスが利用できるための適正・適切な介護保険運営</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①サービス事業量及び費用の見込み ②介護サービスの基盤整備 ③介護人材の確保並びに業務の効率化及び質の向上 ④介護サービスの信頼性の確保 ⑤負担軽減による低所得者のサービス利用促進 ⑥相談への対応 ⑦第1号被保険者の介護保険料 | | | | | | | | | | | |

1 1. その他関連資料

1 1 - 1 策定経緯

| 年 月 日 | 経 過 | 内 容 |
|------------------------------|---|---|
| R4 年 9 月 24 日 ～10 月 10 日 | 市民アンケート調査 | 市民のまちづくりに対する考えや意見等の把握 |
| R5 年 1 月 26 日 ～2 月 28 日 | 高校生アンケート調査 | 高校生のまちづくりに対する考えや意見等の把握 |
| R5 年 3 月 8 日 | 上田市議会 3 月定例会 環境建設委員会 | 上田市都市計画マスタープラン及び上田市立地適正化計画の改定について |
| R5 年 3 月 22 日 | 第 25 回 上田市都市計画審議会 | 〃 |
| R5 年 7 月 7 日 | うえだみらい創造ワークショップ | コンパクトシティの実現に向けたグループワーク（方策の検討） |
| R5 年 9 月 20 日 ～10 月 19 日 | 地域協議会 ・武石 ・上田右岸（中央、西部、神科・豊殿） ・真田 ・丸子 ・上田左岸（城南、塩田、川西） | 上田市都市計画マスタープラン及び上田市立地適正化計画の改定について |
| R5 年 9 月 22 日 | 第 26 回 上田市都市計画審議会 | 〃 |
| R5 年 11 月 9 日 | 第 27 回 上田市都市計画審議会 | 〃 |
| R5 年 11 月 20 日 ～12 月 22 日 | パブリックコメント | 上田市都市計画マスタープラン及び上田市立地適正化計画の最終案について |
| R5 年 12 月（予定） | 上田市議会 12 月定例会 全員協議会 | 〃 |
| R6 年 2 月（予定） | 第 28 回 上田市都市計画審議会 | 上田市都市計画マスタープラン及び上田市立地適正化計画の改定について諮問（予定） |
| R6 年 3 月（予定） | 上田市立地適正化計画 公表 | 国土交通省へ報告 長野県へ計画書提出 |

11-2 上田市都市計画審議会委員名簿

| 職名 | 氏名 | 選出区分 | 条例 第3条 | 備考 |
|----|---------------------|------------|-----------|----------------------|
| 委員 | まつお たかし 松尾 卓 | 上田市議会 | 第1号 | 上田市議会議員 |
| 委員 | なかむら ともよし 中村 知義 | 上田市議会 | 第1号 | 上田市議会議員 |
| 委員 | みやした かつひさ 宮下 勝久 | 学識経験のある者 | 第2号 | 上田商工会議所 |
| 委員 | いけだ よしのり 池田 福慈 | 学識経験のある者 | 第2号 | 長野県建築士会上小支部 |
| 委員 | あおき かずひろ 青木 和博 | 学識経験のある者 | 第2号 | 上田市農業委員会 |
| 委員 | たかの みつよ 高野 光代 | 学識経験のある者 | 第2号 | 長野県司法書士会上田支部 |
| 委員 | たつの そうた 龍野 壮太 | 学識経験のある者 | 第2号 | 長野県宅地建物取引業協会 上田支部 |
| 委員 | たかぎ なおき 高木 直樹 | 学識経験のある者 | 第2号 | 信州大学名誉教授・特任教授 |
| 委員 | のぐち のぶこ 野口 暢子 | 学識経験のある者 | 第2号 | 長野県立大学講師 |
| 委員 | あいかわ よういち 相川 陽一 | 学識経験のある者 | 第2号 | 長野大学教授 |
| 委員 | くにえだ さとし 國枝 聡 | 学識経験のある者 | 第2号 | 上田電鉄株式会社 |
| 委員 | みやした まさあき 宮下 正明 | 学識経験のある者 | 第2号 | 上田市商工会 |
| 委員 | やなぎさわ ゆり 柳沢 由里 | 関係行政機関の職員 | 第3号 | 上田地域振興局長 |
| 委員 | なかじま しゅんいち 中島 俊一 | 関係行政機関の職員 | 第3号 | 上田建設事務所長 |
| 委員 | しまだ しんじ 島田 信司 | 関係行政機関の職員 | 第3号 | 上田警察署長 |
| 委員 | なかやま みちあき 中山 康昭 | 市長が必要と認める者 | 第4号 | |
| 委員 | きよすみ ようこ 清住 洋子 | 市長が必要と認める者 | 第4号 | |

任期:令和4年12月1日～令和6年11月30日